

初等商業教科書

卷上

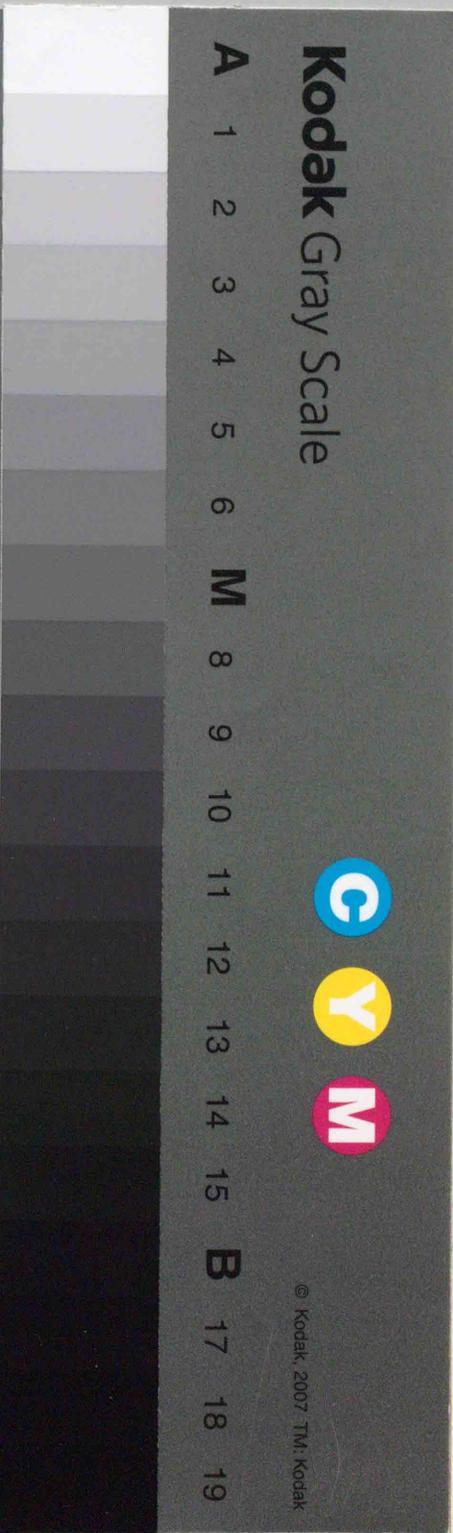
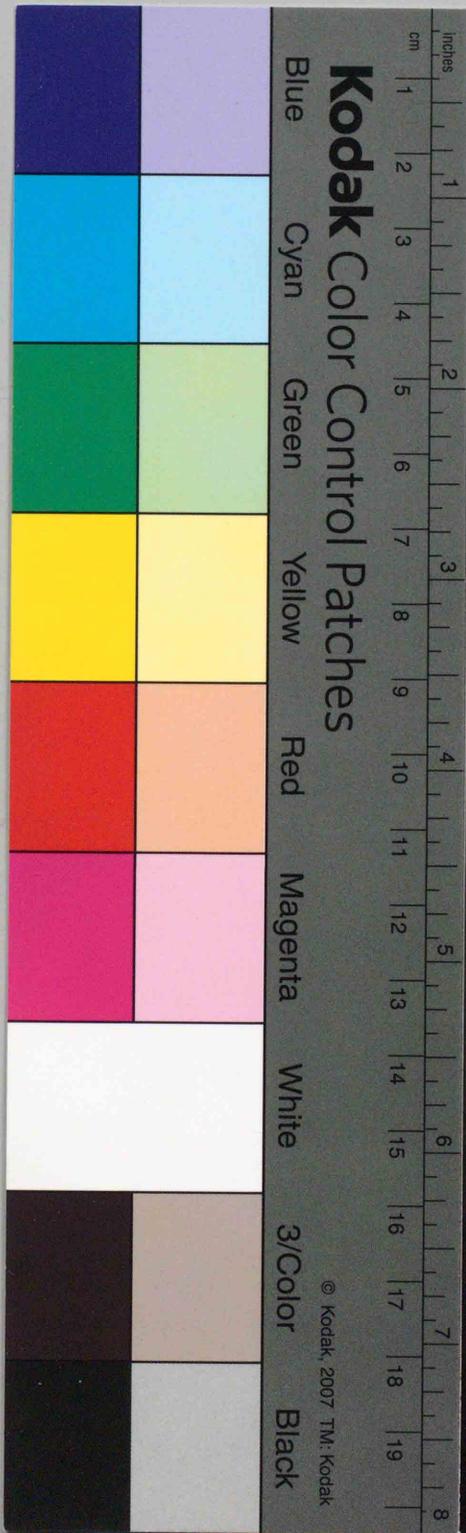
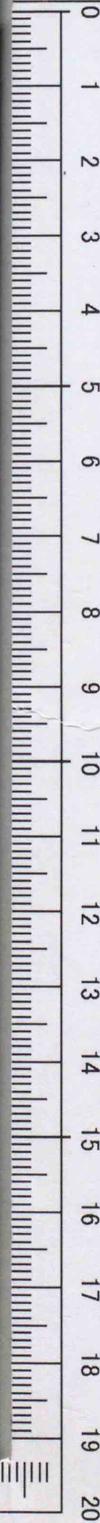
橫濱高等商業學校教授

古館市太郎 著

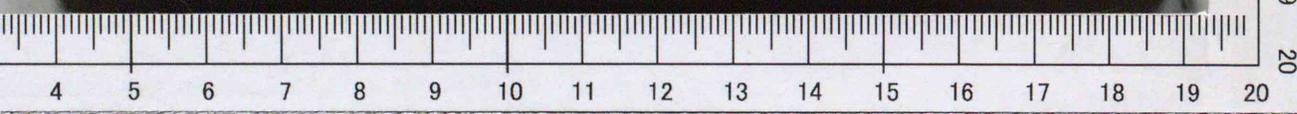
再訂版

寶文館藏版

教科書文庫
4
670
32-1931
2000048174



41113
教科書文庫
4
670
32-1931
20000
48174
57
1936



日九月一年六和昭
濟定檢省部文
用童兒科業商校學小等高

資料室

教科書文庫
4
670
32-1931
2000048174

等初
書科教業商
卷上

授教校學業商等高濱橫
著郎太市館市

版訂再

広島大学図書
2000048174

東京
館文寶

375.9
Fu18



凡 例

一、本書は高等小學校及商業補習學校の教科用として編纂せるものにしてその内容は文部省公布の小學校商業科教授要目案に準據したれども更に實地教授の經驗ある人々の意見を参照し説明連絡の都合上多少順序を變更したる箇所あり。

一、本書は上卷、下卷の二冊に分ち一週三時間二ヶ年の課程に充當するものとして編纂せり。

一、本書の姉妹編として同じく文部省の教授要目案に準據したる簿記教科書上卷、下卷二冊を別に編纂したれば本書と共に併用するときには教授上便宜少からざるべきを信ず。

初等商業教科書 上卷(再訂版)目次

| | | |
|------|-------------|----|
| 第一課 | 商業 | 一 |
| 第二課 | 商業の發達 | 三 |
| 第三課 | 賣買業 | 五 |
| 第四課 | 店舖 | 七 |
| 第五課 | 商號 | 八 |
| 第六課 | 資本および利息 | 一〇 |
| 第七課 | 商品 | 一二 |
| 第八課 | 商標 | 一三 |
| 第九課 | 商品の品質 | 一四 |
| 第十課 | 商品の數量および度量衡 | 一六 |
| 第十一課 | 風袋および目減 | 一九 |
| 第十二課 | 仕入および相場建 | 二二 |
| 第十三課 | 販賣値段および符牒 | 二四 |
| 第十四課 | 廣告 | 二六 |

| | | |
|-------|-------------|----|
| 第十五課 | 商業通信 | 二八 |
| 第十六課 | 郵便 | 三〇 |
| 第十七課 | 電信 | 三四 |
| 第十八課 | 電話 | 三八 |
| 第十九課 | 代金支拂 | 四〇 |
| 第二十課 | 貨幣 | 四三 |
| 第二十一課 | 紙幣 | 四四 |
| 第二十二課 | 約束手形 | 四七 |
| 第二十三課 | 爲替手形 | 五〇 |
| 第二十四課 | 小切手 | 五四 |
| 第二十五課 | 郵便爲替 | 五七 |
| 第二十六課 | 郵便貯金および振替貯金 | 六一 |
| 第二十七課 | 銀行送金爲替 | 六四 |
| 第二十八課 | 商品の保管 | 六九 |

第二十九課 商品の發送……………七〇

第三十課 小包郵便および鐵道小荷物便…七

第三十一課 大荷物鐵道便および汽船便…七五

第三十二課 運送取次店……………八三

第三十三課 送 状……………八五

第三十四課 仲介業……………八六

第三十五課 代理業……………九一

第三十六課 特種販賣組織……………九三

目次終



初等商業教科書 上卷 (再訂版)

古館市太郎編

第一課 商業

生産と消費

物を造り出すことを生産といふので、物を使ひへらすことを消費といふのである。われらは、一方には、生活に必要な種々の物を生産すると同時に、他方には、衣食住その他の慾を満たすため、之を消費する。生産は、之に従事する人の體力・能力・技術、および土地の地味・氣候・地勢、その他の條件によつて長所と短所とあるから、成るべくその長所に従つて分業するのが最も有效である。斯くして、その生産物

商業の意義

の餘れる分を互に交易して、有無相通すれば、過不足平均して、消費の目的もたやすく達することが出来る。

しかるに交易は、物の種類分量およびその場所時等の條件において、互に一致せる相手を見出さねば、直ちに實行することができない。この不便を除かんがため、交易のなかだちとなるべき貨幣を用ひ、生産物の餘れる所においては、隨時に之を買取り、消費に適せる場所および時において、使用者の望む種類分量に應じて之を賣り、以て生産と消費との連絡を容易ならしむる營業がおこつた。之を**商業**といふのである。

商人の心掛

商業に従事する者は**商人**で、その賣買せらるゝ物は**商品**である。商人は、右の如く商品の賣買をなして、世の便益をはかるから、その勞苦にむくゆるため、買値と賣値との差に

よつて、利益を得んことを目的とする。しかし、不正の手段によつて暴利を貪るのは、自己の利益のために他人を害することになるから、國家は商業に關する種々の法律を設け、一方には商業の發達を保護獎勵すると同時に、他方には商人の營業を取締りてその弊害を防ぐのである。されば商人は、自己の職分の神聖なるをわきまへ、常に正しき方法によりてその業を行ひ、己れの利益を得ると共に、世の公益をはからんことを心がけねばならぬ。

第二課 商業の發達

商業の幼稚なる時代は、交易の區域も狭く、賣買せらるゝ商品の種類數量も少かつたから、商人は、自ら商品を運び、自ら之を保管し、自ら代金を受拂することができたが、交通の

商業の分化

便開け、商業の範圍擴まり、山河海洋を隔つる人々の間に、賣買盛んに行はれ、取りあつかふ商品の種類數量も多くなつたから、商業も次第に分業として行はるゝやうになつた。即ち**賣買業**の外に、馬車、鐵道、船舶等によつて、物を便利に運びて運賃を得ることを目的とする**運送業**、安全なる設備によつて多量の物を預り、保管料を得ることを目的とする**倉庫業**、一定の料金を得て、物の運送貯藏中に、不時の災厄によりて蒙ることあるべき、損害を補ふことを約束する**保險業**、他人のために、金錢の保管および金融の便を與へ、かつ遠隔の地における金錢の受拂を簡便に取りあつかひ、利息、手数料を得ることを目的とする**銀行業**、その他、賣買の代理、仲立等をなして手数料を得る**仲介業**等が、それゝ獨立に發達し、その互助作用によつて、ますます**商業の進歩**を

商業と産業の發達

見るに至つた。されば今日にては、運送業、倉庫業、保險業、銀行業、仲介業等も、賣買業と共に商業の一種である。

商業が發達して、生産と消費とが廣く連絡せらるゝに至れば、商人は成るべく安き所にて商品を買入れ、その物の不足せる高き所にて賣ることを努むるから、物價は常に平均せんとする傾きを生ずるは勿論、生産者は居ながらにしてその生産物を相當の價にて賣りさばくことができ、消費者も必要な物を、何時にても不當の價を拂はずして、簡単に買ひ得らるゝから、産業盛んにおこりて、國を富ますと同時に、社會の幸福もますます増進せらるゝのである。

第三課 賣買業

賣買業は固有の商業で、卸賣業と小賣業との二種に分た

卸賣業
小賣業

れる。

卸賣業 主として生産者より多量の商品を買入れ、之を小賣商人に賣る營業である。一口の取引高割合に大きく、商人を客として、専門の商品を取扱ふのが普通であるから、充分なる經驗と、その商品に關する智識がなければ、之に従事することが困難である。

小賣業 製造元又は卸賣商人より商品を買入れ、之を一般の消費者に、小口の販賣をなすもので、個々の取引高小さく、かつその客は素人であるから、卸賣業より營業しやすい。

商品を携帯し、戸々につきて販賣する小賣商は**行商**とよばれ、公衆の通行する道路において、臨時に假店を出して販賣する小賣商を、**露店商**とよぶ。

行商および
露店商

第四課 店 舗

店舗の位置
構造

行商又は露店商業にあらざる、普通の賣買業を營むものは、店舗を設けねばならぬ。店舗は、成るべく繁華にして交通の便利よき場所を選び、客の出入に氣持よく、取引を行ひ事務をとるに勝手よきやう、間取り、風通し、明りとり等を注意して建設せねばならぬ。又規模の大なる店にては、應接室、休憩室、商品陳列室等を設け、煖爐、煽風器等の備付も必要である。

店の設備

商品を陳列する棚および硝子箱、勘定臺等の如き、店の造り付けを**造作**といふので、机、椅子、腰掛、金庫、計算器、電話機、金錢登録器、印字器、番號打出器、度量衡器、文具等の器具を**什器**又は**備品**といふのである。筆墨紙薪炭、油、郵便切手、葉書包

設備と取扱
に關する注
意

紙等の如きものは、**消耗品**と稱せられる。
造作の模様替には、大なる費用を要するから、初めよりよく考へて適當なるものを作らねばならぬ。又什器は、仕事の進行と、その破損修繕の費用等に關係するから、便利にして丈夫なるものを選び、消耗品は成るべく節約して、無駄に使はぬやう心がけねばならぬ。

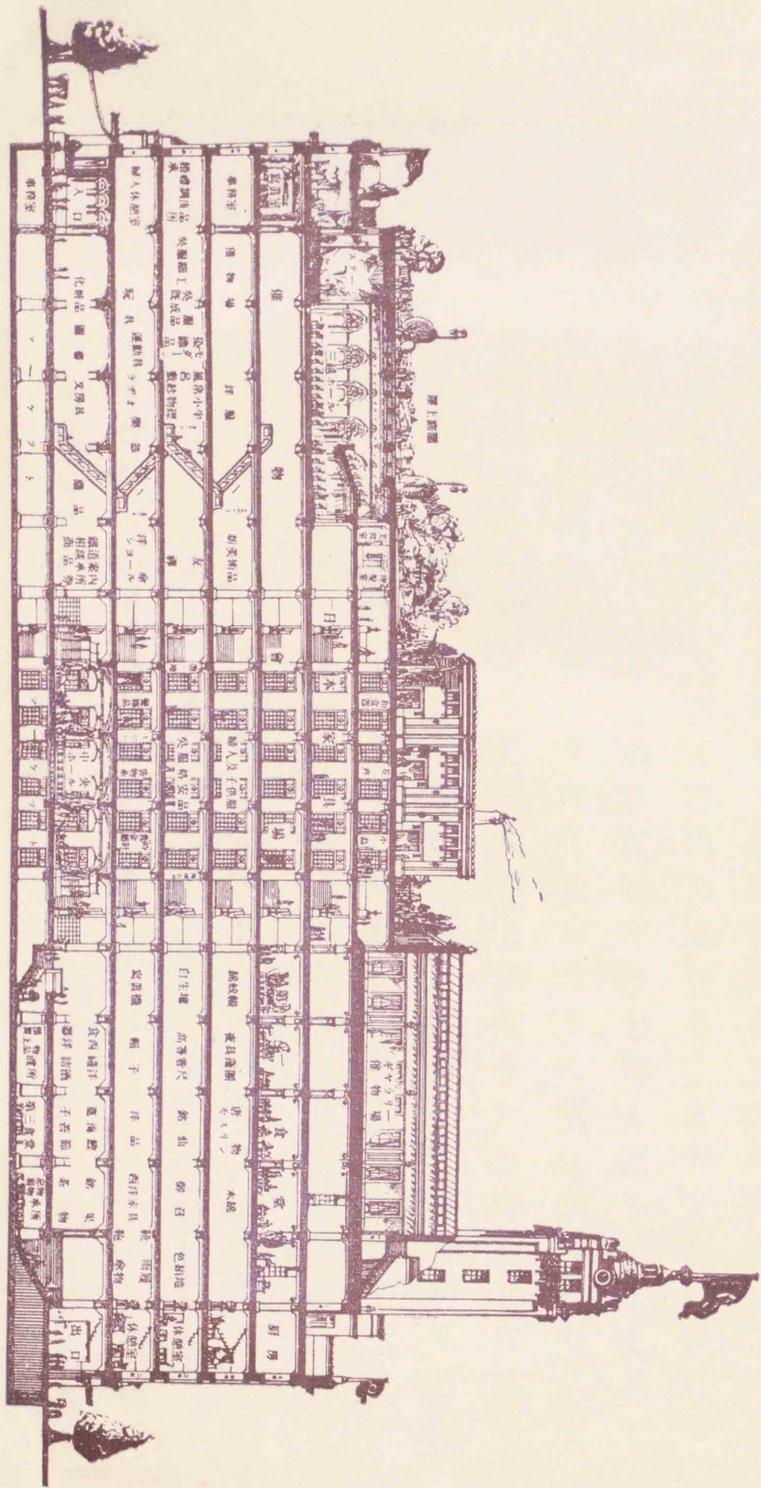
又店の商品は、その種類別によつて順序をとるのへ、色の配合、形の大小等によつて適當に配列し、客の注目をひき、かつ賣買の取扱に不便なきやう、陳列すべきである。

第五課 商 號

商號の撰定

營業を始めたるときは、他の同業者と區別するため、店の名を定めねばならぬ。之を**商號**又は**屋號**と稱する。商號

(上卷八—九)



店 本 京 東 越 三 社 會 式 株

商號の登記

は、自己の姓名をそのまゝ用ふることもあり、或は越後屋・東京商會・勉強堂などの如く、自己の出身地又は營業にちなめる種々の意味によつて、自由に定むることができなければならない。會社にあらざるものは、會社なる名稱を用ふることができない。商號は、廣く世間に知らるゝに至れば、自己の信用を代表する大切なる名稱であるから、みだりに他人に用ひられて、その信用を害し、利益を奪はるること等を防ぐため、之を區裁判所に登記するのが安全である。

商號を登記すれば、同一市町村内において、同一の營業をなす者に、之と同一の商號を用ふることを止めしむることがができる。もし悪意を以て之を用ひ、損害を蒙らしめたるものあれば、損害賠償を請求することもできる。

登記したる商號は、營業と共に、又は營業より引離して、他

人に譲渡することができる。この場合にも、その譲渡を他人に認めしむるには、登記せねばならぬ。

第六課 資本および利息

資本の運用

商人は、店舗の設備、營業費用の支辨、商品買入等をなすがため、相當の元手即ち**資本**を要する。資本は、營業の規模および種類によつて大小があるけれども、運用法が巧みであれば、小資本で割合に大なる營業をなして、多くの利益をあげる事ができる。しかし、その程度を超えて、不相應に大なる營業をなすのは、中途において差支を生じ、信用を害ふ危険があるから、慎まねばならぬ。

借用資本

資本は、時としては、他人より借入れて之を利用する場合がある。**借入資本**は、利息を支拂はねばならぬから、利息を

利息制限法

拂ひてなほ、利益を得る見込がある場合に限りてなすべきである。

金錢貸借の利息は、普通年利又は日歩にて計算せられ、借主貸主の約束によつて、自由にその割合が定められるけれども、貸主の暴利を貪る弊害を防ぐため、法律は**利息制限法**を設け、その制限以上の利率は、法廷においては認められないのである。利息制限の割合は左の如くである。

| | | | |
|--------|-------|-------|---------|
| 元金百圓未滿 | 年一割五分 | (丙 地) | (朝鮮・臺灣) |
| 同 千圓未滿 | 年一割二分 | | |
| 同 千圓以上 | 年一割 | | |
| | | | 年三割 |
| | | | 年二割五分 |
| | | | 年二割 |

法定利率

又、貸主借主の間において、利息の割合を定めないうとき、後に之を計算する必要おこる場合は、**法定利率**によるのである。商業上の法定利率は年六分で、その他の法定利率は年

五分である。

第七課 商 品

商品
賣買
貨物

貨物
未製品
粗製品
精製品

賣買の目的となる貨物はみな**商品**である。商品の種類は、限りないけれども、之を大別して**未製品**又は**原料品**・**粗製品**又は**半製品**・**精製品**又は**製造品**の三とすることができ、**未製品**とは、人工を加へない生産物のことで、穀物・果實・綿花・木材等の如き農林産物、肉類・皮革・羊毛等の如き畜産物、金・銀・石炭・銅鐵等の如き鑛産物、魚貝・海草等の如き水産物は之に屬する。**粗製品**とは、原料品に多少の人工を加へたもので、生糸・綿糸・砂糖・油類・麥粉・鐵板・銅線・食料品等の如きものである。**精製品**とは、織物・漆器・陶器・機械・藥品・美術工藝品等の如きもので、精巧なる細工を加へたものである。

商品に關する智識

商人は、自己の取扱ふ商品の性質・産地および生産の狀況、品質の見分け方、用途および消費のうつり變はり等を知らんことをつとめ、常に相場の変動を注意せねばならぬ。これ、商賣の方針を立つるに重要な關係があるからである。又、その取引に關する慣習をもよく辨へて、賣買上の取扱にまちがひを起さぬやう、注意せねばならぬ。

第八課 商 標

商標の必要

自己の製造販賣する商品と、他人の製造販賣する同種類の商品とを區別するため、その商品に附くる**しるし**を**商標**とよぶ。商標は、多く繪畫・圖形・文字等を配合して定めるので、例へば、エビスビールの惠比壽の圖、ライオン齒磨の獅子の圖の如きものである。商標は、その商品と共に、廣く世間

商 標



磨齒ンオイラ



ルービスビエ



金鳥蚊取線香



鹼石ワツミ



墨靴スモスコ



仁丹



町室酒清



スービ永森

(上卷十四—十五)

商標の登録

に知られるに至れば、商品の品柄に對する信用を代表する目標となるから、之を用ふることによつて、取引上の便利を得ることが多い。従て悪しき商人に、自己の商標を濫用せらるれば、信用を害し、利益を奪はるゝ恐があるから、之を防がんがため、登録するのが安全である。商標の登録は、工省特許局に出願するもので、之を用ふる商品一種毎に、金參拾圓の登録料を納めねばならぬ。登録の効果は、二十ヶ年間、他人をして、同一商標を同種の商品に用ふることを得せしめない専用權を得るのである。なほ、二十ヶ年毎に、登録を新にせば、永久に繼續することができる。

第九課 商品の品質

品質の定め

取引をなすとき、商品の品質を定むる方法種々ある。

一、現品による法 商品の現物を買主一々調べたる上に、受渡を實行するので、小賣取引および貴重品の賣買は、多くこの方法による。

二、見本による法 引渡商品の一部を買主に示し、之によつて賣買の約束をなすので、賣主は、之と同一の商品を取揃へて渡さねばならぬ。若し引渡商品が見本と相違せるときは、買主はその引取を拒み、又は値引を請求することができる。見本賣買は、多く卸賣その他の大取引に行はれる。

三、標準品又は標本による法 現品と全然同一ではないが、主なる點において、大體引渡商品を代表する物によつて、賣買の約束をなし、受渡の際は、現品と標準品とを比らべ、その良否によりて多少値段を上げ下げすることがある。

但し標準品より著しく粗悪なるものは、買主その受取を拒むことができる。農産物の如き人工を加へざる物の大取引は、この方法によるものが多い。

四、商標又は銘柄による法 信用ある商品は、その商標又は商品の通り名稱たる銘柄により、一般にその品質を認められるから、現品を見ずとも、これ等の名稱を信用して買の約束をするのである。若し不良品を引渡せば、爾後その商標又は銘柄の信用を落し、賣主の損害却て大なるはいふまでもない。

第十課 商品の數量および度量衡

商品の數量は、賣買約束の際、あらかじめ之を定めおき、引渡の際、之をはかりてその過不足を検べねばならぬ。數

數量の定め方

度量衡法

量の單位は、商品の種類、小賣卸賣の別、取引の慣習等によつて種々ある。例へば、長さにて計算するものには、メートル・碼・尺等の單位あるべく、目方にて計算するものには、封度・噸・斤・匁等、員數にて計算するものには、樽・箱・罐・俵・袋・捆・打等、量にて計算するものに石・升・リットル等の單位がある。

物の數量をはかる器具を**度量衡器**といふので、取引上商品の受渡を公平ならしむるために、極めて重要であるから、國家は、度量衡法を設けて、その作製・販賣・使用を取締り、且つ計算單位の制定をなして居る。

度量衡器を作製・販賣するものは、地方長官を経て、商工大臣の免許を受け、一定の身元保證金を納めたるものに限られる。又その製作したる器具は、検査を経た上でなければ販賣することができないのみならず、之を修繕したる場合

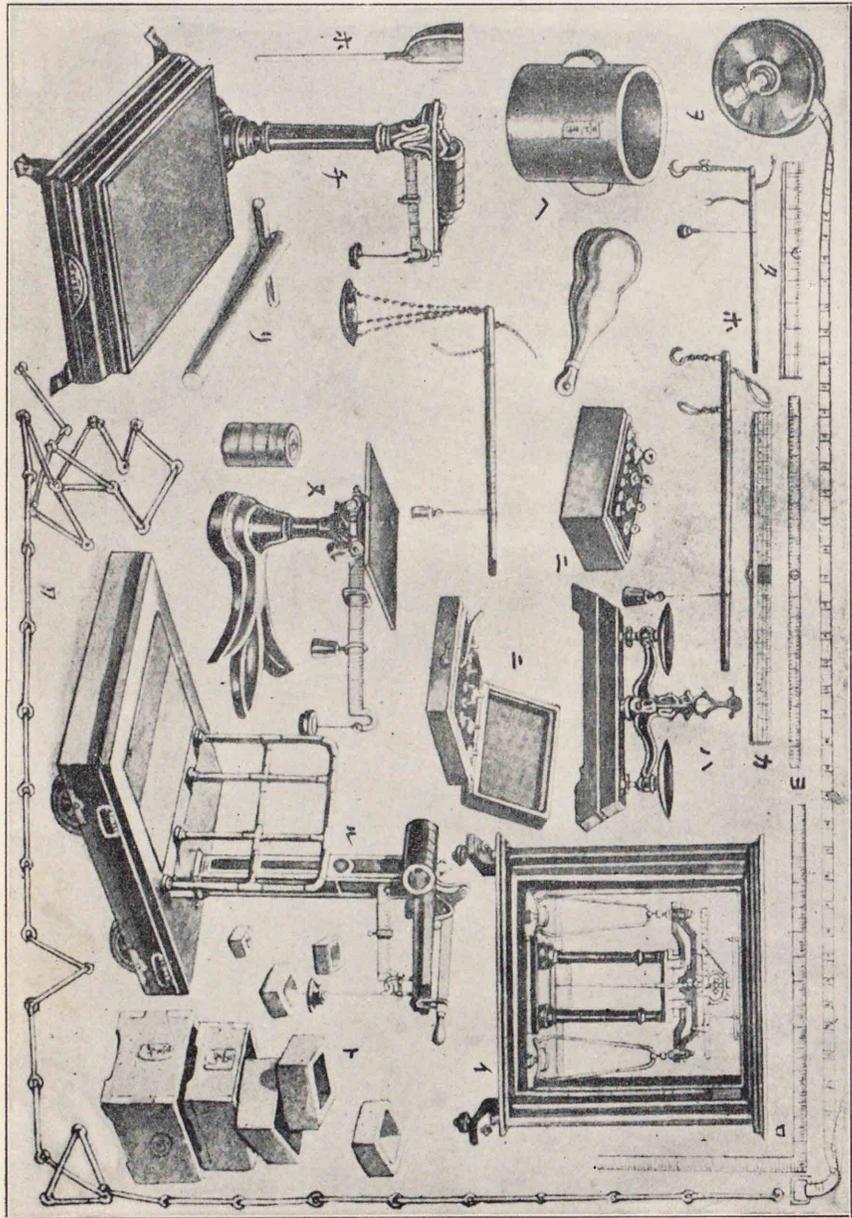
度量衡の單位

にも検査を受けねばならぬ。なほ、之を使用する商人も、臨
檢を受け、若し不正なる度量衡の使用を發見せられたると
きは罰せられる。

我國の度量衡は、メートル法によるもので、その原器は、白
金イリヂウム合金製の棒と分銅とである。棒の長さは、
地球子午線の四千萬分の一に相當し、之をメートルと定め
て尺度の單位とする。分銅は、攝氏四度の蒸餾水、一センチ
メートル立方の重さを有するもので、之をグラムと定めて
衡の單位とする。又十分の一メートルを一邊とせる、正六
面體の容積をリットルと定めて、之を量の單位とする。

又在來の慣習により、尺貫法およびヤードポンド法も行はれて居る。尺
貫法においては、三十三分の十メートルを尺と定めて尺度の單位とし、百
分の一尺を一邊とせる、正六面體の六四八二七倍を升と定めて量の單位

イ、化學用天秤、曲リ尺、ハ、調劑用天秤、ニ、同分銅、ホ、木製桿秤、ヘ、圓錐秤、
ト、榊、チ、塞秤、リ、斗、ニ、上皿秤、ル、倉庫用臺秤、ヲ、巻尺、ヅ、鏈尺、
カ、米突尺、キ、鯨尺、ク、曲尺



(上巻一八—一九)

度量衡器の
種類

とし、四分の十五グラムを貫と定めて衡の単位とする。ヤードポンド法の単位およびこれら相互の比較割合、並にその計算法は、諸子は算術にて學ぶのであるから、之を省略する。

度量衡器の種類は甚だ多い。度器に直尺・曲り尺・卷尺・鏈尺等があり、量器には、方形・圓錐形・圓鑄形の三種があり、衡器には、桿秤・臺秤・天秤等があつて、それ／＼金屬・木材・竹材・象牙・骨・革・麻・陶磁器・硝子等の材料を用ひて作らるゝのである。

第十一課 風袋および目減

總量と風袋

商品の重さを、その包装のまゝ計つたのを總量又は皆掛といふので、總量より包装物の目方を差引きたるを純量又は正味重量といふのである。包装物の目方は、風袋とよばれ、代金の計算は之を差引きたる純量によるのである。

風袋の種類

風袋の算定法に種々ある。

實際風袋 包装物の目方を一々計るもので、最も公平であるけれども、手数が多し。

慣習風袋 荷造の一定せる商品は、慣習によつて認められたる包装物の目方を、風袋として計算し、一々はかる手数を省くのである。

平均風袋 同一荷造の商品多数なるとき、その内より適宜に數個を抜き出し、その實際風袋を計りて之を平均したる目方を、全部の風袋に適用する方法である。

右の外、その都度賣主買主の打合せによる**協定風袋**、或は賣主が發送の場合に計りて書面にしたためたるを、そのまま信用する**表示風袋**といふものもある。

風袋の外に、硝子、陶磁器等の如き破損し易い物は、中身を

目減

一々検べる代りに、初めより**損傷減去**幾何と定めて差引くもある。又乾燥によつて目減りするものには**減量**、液體の商品には**漏損**、海産物には**砂引**など稱して、それ〴〵賣主買主の協定によつて差引くもある。

第十二課 仕入および相場建

商品の仕入

商品を仕入れるには、先づその賣向きをよく考へて、種類數量を定め、時期を過らぬやう注意せねばならぬ。仕入先は値段安くして品物たしかに、約束の條件を誤らざる信用ある商店を選び、その上、運賃諸掛の計算、受渡の便否等をもしらべ、成るべく他の同業者より、良き品物を安く且つ機敏に仕入れんことを心掛くべきである。

仕入に關する打ち合はせは、その時々々の事情によつて、口

第五號 注文書

一品名 臺灣赤砂糖(見本第二號)

一數量 五拾俵(百斤入)

一代價 金拾九圓五拾錢替

一受渡期日 五月十日限

一受渡場所 貴地停車場

一支拂條件 荷物到達次第送金ノコト

右之通注文候也

昭和四年五月一日

東京市日本橋區通一丁目

吾妻商店

大阪

高砂商店御中

注文書

頭電話電信書狀等にて
なすのであるが、條件き
まりたる上は、後日の間
違を防ぐ爲め、必ず注文
書を作りて仕入先に送
ることが必要である。
注文書を發送するとき
は、必ずその控へ又は寫
しをとりて保存するこ
とを忘れてはならぬ。
注文書には、商品の種
類・品質・數量・値段・受渡期
日および場所・代金支拂

相場建

法等の要件を記入するので、一定の書式を印刷しおき、之に
要件を書き込みて用ふるのが便利である。

商品の値段を表はすには、相場建を知らねばならぬ。相

場建は、商品の種類、取引の慣習によつて種々ある。例へば、
穀物の卸賣は石建で、一石につき幾何といひ、砂糖は百斤建
で、百斤につき幾何といふけれども、小賣の場合は、穀物は一
キログラム又は一升につき何十錢といひ、砂糖は一斤幾何
といふが如くである。なほ米は、外國取引の場合は一擔に
つき幾何といひ、北海道の鮭は、百石(六千尾)につき幾何とい
ふが如き、特種の相場建もある。又時としては、同一商品に
ても、地方によりてその慣習を異にする場合もある。なほ、
商人間にては、通例その建單位を略して、相場のみを言ふの
であるから、之を辨へねばならぬ。

販賣値段の決定

第十三課 販賣値段および符牒

商品を販賣するには、その値段を定めねばならぬ。販賣値段は、仕入値段に、運賃その他の諸掛を加へ、更に店の費用資本の利息、賣殘品の處分および損傷品の損失見積高等を加算した上、應分の利益を見込みて決定するのであるが、成るべく他の店より、良き品物を安く賣りて店の信用を保ち、多くの得意を得んことを心掛くべきである。個々の販賣において利益少くとも、賣上高大なれば、却て利得が多いことになる。

符牒と正札

値段を表はすに、符牒を用ふることもあり、或は正札を用ふることもある。符牒は、値段を明らかに相手に示すことをさけて、掛引便宜のため用ふる符號で、商人間の取引には

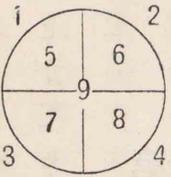
符牒の作り方

必要であるが、小賣には正札を用ふる方がよい。

符牒は、文字又は圖形を數字に當てはめて作り、數字の代用をなすもので、通り符牒と御店符牒の二種がある。通り符牒は、同業者間に通ずる符牒で、以前は商人が一般の人々に秘密を保つため、同業者間に用ひられたもので、今日にては、特種の市場において稀に用ひらるゝに過ぎない。御店符牒は、各店思ひくゝに定むるもので、例へば、

マヒコムフクノカミ

一二三四五六七八九



上圖を元として

- 1 ()
- 2 \)
- 3 ()
- 4) (
- 5] (
- 6 [(
- 7 7 (
- 8 7 (
- 9 +

の如く定め、前の場合は十五圓をマフにて表はし、後の場合は「」にて表はすが如くである。

正札

正札は、値段を有りのまゝに示し、掛値をしないのであるから、値段を決めるに時間を費すことなく、同一品を、客によりてちがった値段で販賣し、感情を害する等の弊害を防ぐことができる。

第十四課 廣告

廣告の必要

廣告は、商品の種類・特長・店の營業振り等を、廣く世間に知らしめて、客を引きつくる手段で、競争のはげしい商業界において、ある程度までは、費用を惜まず之をなすの必要がある。

廣告の方法

廣告の方法に、軒看板・建看板・店頭飾窓引札又はポスターの配布・新聞雜誌廣告・電車廣告等種々あるが、その注意すべき要點は、(一)客の注目を引き、購買心を刺戟すべき意匠を考

案すること、(二)廣告すべき新聞雜誌の種類を、(三)廣告の時期場所を誤らぬこと等で、成るべく、費用の割合に効果多き手段を選むことが必要である。

なほ、慈善事業・寄附行為公衆の便利をはかる設備・博覽會・展覽會の出品等を利用する間接廣告や、定價表・商品目錄・營業案内・雜誌等の小冊子を調製して、得意先その他へ配布する方法等種々ある。

廣告をなすと同時に、誠實親切を旨として販賣すれば、營業繁榮となること疑がない。又、みだりに誇大なる廣告をなして客を欺き、野卑なる廣告をなして客の感情を害する等は、却て店の不信用を知らしむることとなり、その費用は無駄となる恐れがある。

第十五課 商業通信

書状の認め方

取引の用向にて往復する書状は、分り易く明瞭にした、め、紛れ易き文字を成るべくさけ、数字は特に注意せねばならぬ。又重要な事項は、一つ書きに列記する方が要領を得易い。用紙は一定の便箋を作り、欄外に店名を印刷して用ふるのが便利である。封筒は破損しにくいものを用ひ、宛先は配達の間違おこらぬやう詳細に記し、郵便切手は左方上部に貼るのである。又、自己の住所姓名は、電話番号、振替口座等と共に、封筒の裏面に印刷しておきて用ふるを可とする。

書状の整理

發信書状は、カーボン紙、謄寫機等の方法によりて、寫しをとり、日附の順序に整理保存すべく、受信書状類も、番號を附



して、用向の種類又は地方別、氏名のイロハ別け等、適當の方法によつて分類し、必要の場合に手数をかけずして見出し得るやう、整理しておくべきである。なほ返事を要するものは、成るべく早く之をしたためて差出すべきは勿論、返信済・返信未済・至急等のゴム印を押して之を區別し、間違を防ぐことも望まじきことである。すべて商業書状は、取引に關する注文書、勘定書その他の書類および帳簿と共に、法律上十ヶ年間保存の義務がある。これ、後日必要の場合に、證據物として重要な書類だからである。

第十六課 郵便

普通郵便

郵便は、政府の營む通信事務で、取扱の公平・迅速なると、料金の低廉なるをその特長とする。普通郵便として取扱は

れる物の種類および料金は左の如くである。

- 第一種 書状——目方四匁又は端數毎に 金三錢
印刷したる——目方十匁又は端數毎に 金二錢
無封書状——通常はがき 金一錢五厘
 - 第二種 郵便はがき——往復はがき 金三錢
封緘はがき 金三錢
 - 第三種 毎月一回以上刊行する定期刊行物——目方二十匁又は端數毎に 金五厘
 - 第四種 書籍印刷物業務用品類寫眞書畫圖商——目方三十匁又は端數毎に 金二錢
品見本及雛形標本——同一郵便區内 金五錢
廣告郵便物——百通又は端數毎に 同一郵便區外 金十二錢
一通二匁迄を限る——三千一通以上は百通毎に 同一郵便區内 金四錢
同一郵便區外 金十錢
 - 第五種 農産物種子目方三十匁又は端數毎に 金一錢
- 第三種に屬せざる印刷物にして毎月一回以上刊行する約束郵便物——目方三十匁又は端數毎に 金一錢
- 普通郵便物の大きさは、長さ一尺三寸、巾八寸五分、厚さ五寸

特別取扱郵便

を限り、重さは第三種乃至第五種は三百匁までなれども、商品見本および雛形は、百匁を超ゆることができない。

特種取扱郵便 主なる特種取扱郵便の種類および料金は、左の如くである。

一、**書留** 郵便局にて、受付と同時に郵便物の差出人に領収書を出し、配達の際は、受取人より領収書を取り、その受渡を明かならしめ、若し紛失せるときは、一箇につき拾圓以内の賠償をなすので、料金は十錢である。

二、**代金引換** 郵便物を到達局に留めおき、その旨を受取人に通知し、代金拂込の上引渡すもので、金額千圓以内のものに限る。取扱料金は、一口につき五錢なれども、外に取立金の送達料を金額に應じて徴収する。

三、**集金郵便** 金銭受取證、その他引換に現金を受取らるべ

き證書類を、郵便局に託して、現金を取立てしむるのである。取立金は、通知をまちて本人出頭の上受取るか、又は送達せしむることもできるので、集金委託料、留置通知料又は集金送達料を徴収される。

四、**價格表記** 郵便局にて差出人と立合の上、金銭その他の貴重品等を封し、價格を表面に記して差出す郵便物で、料金は表記拾圓ごとに、金銭在中のものは十錢、その他の物は五錢である。郵便物一個の價は千圓までを限る。

五、**郵便私書函** 郵便局内に特設せる郵便函を使用し、自己宛の郵便物を之に受入れ、隨時本人出頭し、自ら開きて受取るもので、私書函使用料を徴収せられる。

外國郵便 萬國郵便條約による、聯合國間の普通外國郵便料金は、左の如くである。

外國郵便

- (一) 書状 一通二〇グラム(五匁三分)まで十銭で、二〇グラム以内を増す毎に六銭を加へる。
- (二) 郵便葉書 普通葉書は六銭で、往復葉書は拾貳銭である。
- (三) 書留 書留料は一個につき拾六銭である。

第十七課 電信

内國電報

電報の認め方

至急を要する用向は、電信にて通報すべきである。電信文に用ふる文字は、片假名と、一より九までの數字および〇とで、濁音附・半濁音附の假名は、二字に計算せられ、句讀點・括弧等を用ふるときは、一字に計算せられる。

電信文の認め方 電信文は、成るべく簡單にしたためて、料金の節約をはからねばならぬ。そのしたため方は、先

| 内國電報料 | | 種別 | 十五字以内(名宛料共) | 五字以内増す毎に |
|--------------------------|--|----|-------------|----------|
| 一市區町村內發受のもの | | | 十 五 銭 | 三 銭 |
| 一市區町村外發受のもの | | | 三 十 銭 | 五 銭 |
| 内地、小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮、滿鐵沿線相互間 | | | 四 十 銭 | 五 銭 |

づ片假名にて用向の要領を試みに書きつらね、その内、省略しても意味の通ずる文字を消し、更に同じ意味にて、一層簡單なる言葉あらば之を書き換へ、最後に全文を讀みて、先方へ意味通ずるや否やを確めたる上、頼信紙に淨書し、宛名を片假名にて記し、料金に相當する切手を貼りて差出すのである。發信者の名は、字數に計算せらるゝから、先方に分る程度において略語を用ふべきである。なほ商人は、自己の姓名の頭字等によりて電信略號を作り、之を廣告書簡用箋・封筒等に印刷し、平常取引先をして知らしめおきて、利用す

電報 報 賴 信 紙

送通信過番號

| | | | | | | | |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| 印附日及手切便郵 | 信 送 | 付受 | 號番 | 局信發 | 數字 | 種類 | 局信着 |
| | 者校照 | 日 | | | | | |
| | 者信送 | 時 | | | | | |
| | | 分 | | | | | |

●濁點又は半濁點ある文字の下は一字あけること●

| | | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|----|---|---|
| 控 | 文 本 | | | | 定指 | 宛 | 名 |
| 發信人 | イ | バ | ○ | フ | ウ | ナ | ム |
| 住所 | | | ○ | ジ | ニ | | |
| 氏名 | | ン | シ | ジ | 局内 | | |
| | | ツ | ロ | 一 | 心得 | | |
| | | メ | 一 | | | | |
| | | ル | ○ | ル | | | |
| | | カ | ○ | シ | | | |
| | | ス | 五 | コ | | | |
| | | ヘ | ヒ | ン | | | |
| | | フ | 一 | 一 | | | |
| | | | | | | | |

省 信 遞

●受信人に知らすべき發信人の居所氏名は本文、終りに書くこと●

るのが便利である。電報を發したるときは、直ちにその確かめ書狀を差出して、間違を防ぐことを忘れてはならぬ。
特別電報 特別取扱の電報は、普通電報と區別するため、賴信紙の指定欄に、之を代表する略符號を記入して差出すので、略符號は、電文の字數に算入される。主なる特別電報の種類は左の如くである。

至急電報(ウナ) 普通電報に先ちて傳達せられ受付時間にも制限がない。料金は普通電報料の三倍である。

照校電報(ムニ) 電報の誤達を防ぐ爲め、發受兩局間において、全音信を折り返し校正するもので、料金は普通電報料の外に、その四分の一を増す。

同文電報(ムヨ) 一市町村内又は着信局所を同くする地方に住居する、十人以内の人々に、同文の電報を差出すとき用ふるので、料金は原信料の外に、一通毎に十五錢である。

追尾電報(チラ) 受信人の宛先變更する恐れあるとき、その宛先を連記し

て追送せしむるもので、旅行先の人に電報を發するとき便利である。追尾一回毎に、新に電報を發したると同一の料金を受信人より徴收せられる。

返信料前納(ナツ) 折返し返信を得るとき、返信料を前納して差出す電報である。受信人は、五分以内ならば、返信を配達夫に託して差出すことができる。

第十八課 電話

電話の效用

電話は、居ながらにして、直接面談と同一の用を辨ずることを得る通話機關である。多忙なる人には極めて便利で、且つ時間と費用とを省くことができるから、その設備ある土地の商人は、成るべく之に加入して利用すべきである。

電話加入の手續は、その所屬電話局へ申込をなし、加入登記料および架設費を納め、電話機取付と電話番号の指定と

電話の加入

電話の使用

を受け、使用の上は、更に一定の使用料を納むるので、市内電話市外電話、長距離電話の區別がある。

市内電話の加入者は、市外電話にも使用することができるけれども、使用料は別に徴收される。長距離電話は、市内電話の加入者が、別にその加入手續を要するので、通話毎に料金を計算せられ、距離の遠近によりて差等がある。

電話加入者にあらざるものが電話を利用せんとするとき、郵便局の電話所に到りて、一定の使用料を支拂ひて通話することができる。若し、相手が電話加入者にあらざるときは、呼出料を納めて、本人を先方の最寄電話所に呼出して通話する方法もある。公衆電話の設けある所にては、何人にも随意に使用することができる。その方法は、電話機によりて相手の電話番号を、交換局に告げて呼出さしめ

たる上、その指圖によりて料金を機械の中に投入すれば、直ちに通話することができる。

第十九課 代金支拂

現金拂

代金の支拂法に、現金拂・掛・交互計算・前金拂等がある。

一、現金拂 商品と引換に代金を支拂ふことで、小賣は現金拂にて行はれるのが多い。

掛賣

二、掛 商品引渡の後、ある期間を経て代金を支拂ふことで、信用ある得意先に對して行はれる。我國では、從來月末・盆・節季に勘定して支拂を請求する習慣もあるが、近來毎月末に、一定の支拂日を定め、その日に支拂に應ずるものもある。又賣買をなすとき、豫め何日掛或は何ヶ月掛と明かに約束をなしおき、その期日に受拂するもある。掛

交互計算

賣値段は、期間に對する利子貸倒損等の見積を加味せらるゝから、期間の長短によつて、現金拂より幾分高いのが普通である。

三、交互計算 貸借共、互に生ずる取引先間において、便宜上その期間におこりたる貸借を、帳簿に記入しおき、一定期末に一度に差引精算し、その差額の受拂によりて決済する方法である。交互計算は、貸借金に對する相互の利息をも算入するのが普通である。

前金拂

四、前金拂 買手の信用薄いとき、又は買手の競争烈しき場合等に行はるゝので、代金を前拂して買入を約束しおき、後に現品を受取ることである。又契約保證の意味にて代金の一部を前金拂するのを、普通手附金と稱する。手附金は、賣買實行の上は、代金と差引せらるゝのは勿論で

手附金

參錢印紙
 第一二五號
 證

一金九百八拾八圓五拾錢也
 但赤砂糖五拾俵代金
 右正ニ領收候也
 橫濱市元町二丁目七番地
 立場商店
 昭和四年四月二十五日
 東京
 古田商會殿

| | |
|-------|-------------|
| 第一二五號 | 昭和四年四月二十五日 |
| 名 | 古田商會 |
| 宛 | 金九百八拾八圓五拾錢也 |
| 額 | 赤砂糖五拾俵代金 |
| 摘要 | |

手附流

あるが、もし、買主約束を實行せざるときは、賣主之を返濟する義務がないので、之を**手附流れ**と稱する。

手附倍戻

又、賣買契約の保證として、賣主より買主に手附金を渡すこともある。この場合は、賣買實行の上は、買主より賣主に之を返金するのである。もし賣主違約せば、買主之を沒收することができなければならない。もし買主の方にて約束を實行せざるときは、違約金として手附金の二倍を拂戻さねばならぬ。之を**手附倍戻**と稱する。

受取證

すべて代金の支拂を受けたるときは、受取人は支拂人に對して、受取證を渡すべきもので、金額拾圓以上の受取證には參錢の收入印紙を貼らねばならぬ。

第二十課 貨幣

貨幣
本位貨幣
補助貨幣

貨幣は、代金支拂の要具として、國家が法律にて制定せる金屬製の通貨で、本位貨幣と補助貨幣の二種ある。
本位貨幣 貨幣に銘記せる價と、その地金の價と同一に製造されたもので、支拂高に制限がない。

補助貨幣 小金額の支拂における、本位貨幣の不便を補助するため製造せられたるもので、地金の價は、貨幣に銘記せる價より遙かに低けれども、國內においては、一定の支拂高を限り、表記の價にて通用することを、法律によつて強制せらるゝものである。

我國の本位貨幣は、純金九〇〇と參和銅一〇〇との割合に混和し、純金二分につき一圓として、製造せらるゝ金貨幣で、五圓金貨、十圓金貨、二十圓金貨の三種ある。

五圓金貨 目方一匁一分一厘一毛一

内、純金一匁

金貨幣

補助貨幣の種類

拾圓金貨 同 二匁二分二厘二毛二

内、同二匁

貳拾圓金貨 同 四匁四分四厘四毛四

内、同四匁

補助貨幣には、銀貨、白銅貨、青銅貨の三種ある。

品 位 種類

銀貨 純參和銅 七二〇〇 五十錢貨

白銅貨 ニッケル參和銅 七五〇〇 拾錢貨

青銅貨 錫銅 九五〇〇 一錢貨

亞鉛 一四〇〇 五厘貨

補助貨幣の支拂高制限

右の内、銀貨は一口の支拂高拾圓まで、白銅貨は五圓まで、青銅貨は一圓までを限りて通用するので、制限以上は、相手方の承諾がなければ、支拂を強ふることができない。

第二十一課 紙幣

兌換券

兌換券發行
準備

紙幣は、金屬貨幣の代用をする紙製の通貨で、實質の價はないが、使用上の便利のため、法律によりて國內における通用力を與へられたものである。現在我國にて一般に通用さるゝ紙幣は、日本銀行より發行する兌換券のみである。

日本銀行兌換券は、同行の本支店において、營業時間中何時にても、貨幣と引換へらるゝので、日本銀行は之を發行するには、左の準備を要する、

正貨準備 日本銀行は、その所有する金銀貨又は地金銀を準備として、同額の兌換券を發行することができる。

保證準備 正貨準備以上一億二千萬圓迄を限り、法律にて定められたる、銀行の所有する確實なる有價證券を保證として、兌換券を發行することができる。

制限外發行 右、保證準備發行額以上は、大藏大臣の許可を

兌換券の種
類

約束手形

受けて、更に前記同様の保證準備の下に發行することができる。之を制限外發行といふのである。制限外發行は、五分以上の發行税を政府に納めねばならぬ。

日本銀行にて現在發行する兌換券の種類は一圓・五圓・十圓・二十圓・百圓の五種である。

右の外、朝鮮のみにて通用する、朝鮮銀行發行の兌換券と、臺灣のみにて通用する、臺灣銀行發行の兌換券もある。

第二十二課 約束手形

約束手形は、支拂人が一定の期日に、一定の金額を受取人に支拂ふべきことを約束したる信用證券で、直ちに現金の支拂ができない者は、受取人の承諾を得たる上、之を作りて渡しおき、期日に之と引換に現金を支拂ふ方法である。

約束手形の振出

約束手形の振出は、法律に規定せる形式によるので、左の事項を記載して、振出人之に署名せねばならぬ。

- 一、約束手形たるべき文字
- 二、一定の金額
- 三、受取人の氏名又は商號
- 四、單純なる支拂の約束
- 五、振出の年月日
- 六、一定の満期日
- 七、振出地

支拂満期日

約束手形の支拂満期日の定め方に、種々あるが、最も普通のもの、定期日拂と日附後定期拂の二種である。定期日拂は、支拂日を何年何月何日と明かに記載するもので、日附後定期拂は、日附後何ヶ月又は日附後何十日等の如く記載し、手形の振出日より計算して満期日を定むるのである。例へば日附後一ヶ月拂といへば翌月のその日、二ヶ月拂といへば翌々月のその日を満期日とし、五十日拂といへ

(上卷四八—四九)

| | |
|-----------------|----------|
| 番 號 | 支 拂 場 所 |
| 第八參號 | |
| 振 出 日 | 支 拂 日 期 |
| 昭和四年六月五日 | 昭和四年七月五日 |
| 金額 一金壹千七拾壹圓八拾錢也 | |
| 受取人 山田商會 | |

拂といへば翌々月のその日を満期日とし、五十日拂といへ

(上巻四八―四九)

第八參號

參 錢
紙 印

約束手形

一金壹千七拾壹圓八拾錢也

¥ 1,071⁸⁰

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此
手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年七月五日

支拂場所

昭和四年
六月五日

東京市小石川區同心町廿五番地

古 田 一 郎 印

山 田 商 會 殿

| | |
|-------|-----------------|
| 番 號 | 第 八 參 號 |
| 振 出 日 | 昭 和 四 年 六 月 五 日 |
| 支 拂 日 | 昭 和 四 年 七 月 五 日 |

所場拂支 金額 一金壹千七拾壹圓八拾錢也

受取人 山 田 商 會

第八參號

參 紙
錢 印

約束手形

一金壹千七拾壹圓八拾錢也

¥ 1,07180

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此
手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 昭和四年七月五日

支拂場所

昭和四年
六月五日

東京市小石川區同心町廿五番地

古 田 一 郎 印

山 田 商 會 殿

| | |
|----------|----------|
| 所場拂支 | 號 番 |
| | 第 八 參 號 |
| 日期拂支 | 日 出 振 |
| 昭和四年七月五日 | 昭和四年六月五日 |

金 額 一 金 壹 千 七 拾 壹 圓 八 拾 錢 也

受 取 人 山 田 商 會

表面之金額 岩田信一 殿
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年六月拾日 代表者 山田商會 田金次 印

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

岩田信一 印

昭和四年七月五日

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

昭和 年 月 日

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

岩田信一 印

昭和四年七月五日

手形の裏書

ば、日附の翌日より算へて、五十日目に支拂ふのである。
手形の所持人は、満期日に支拂を受くるには、手形の裏書に受取の文言を記入して署名をなし、之と引換に現金を受取るのである。

借入金に對する約束手形の振出

手形は、支拂満期日前に、他人に譲渡することができる。譲渡をなすには、所持人は、手形の裏面にその旨を記載し、署名の上之を譲受人に渡すので、之を裏書と稱する。従て譲渡人をまた裏書人ともいひ、譲受人を被裏書人ともいふのである。手形の譲受人は、更に裏書して之を他人に譲渡することができる。されば手形は、満期日前は、幾人にも順次に譲渡することができるから、最後の譲受人は、満期日に支拂人に請求して手形金を受取ることになる。
約束手形は、借入金證書の代りに、金銭の借主が貸主に宛

て、借入金を手形の金額とし、返済期日を満期日として振出すこともある。その場合は、利息は別に前拂するか、又は元金に利息金を加算したる金額を、手形面の金額として振出すのである。

第二十三課 爲替手形

爲替手形の振出

爲替手形も、約束手形と同じく一の信用證券で、振出人名宛人に對して、受取人へ一定の金額を、一定の期日に支拂ふべきことを委託する證券である。例へば、甲は乙に金千圓の支拂をなさんとするとき、若し丙に同金額以上の貸金あれば、甲は乙を受取人としたる丙宛の爲替手形を振出し、之を乙に渡しおき、期日に到りて、乙は丙に請求して支拂を受け、甲乙丙三人の貸借關係を簡単に決済するのである。

この場合、甲は東京に居り、乙丙は大阪に居るとせば、送金の手數費用を省くことができるから、その効果一層大きい。爲替手形には、左の事項を記載し、振出人之に署名せねばならぬ。

- 一、爲替手形たるべき文字
- 二、一定の金額
- 三、支拂人の氏名又は商號
- 四、受取人の氏名又は商號
- 五、單純なる支拂の委託
- 六、振出の年月日
- 七、一定の満期日
- 八、支拂地

支拂委託の文言

爲替手形の支拂委託の文書に、左の三種ある。

- 一、指圖式 「右金額何某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御支拂可被成候也」と記載するもの。
- 二、記名式 「右金額何某殿へ此手形引換に御支拂可被成候也」と記載するもの。
- 三、無記名式 「右金額此手形持參人へ御支拂可被成候也」と記載するもの。

爲替手形の引受

但し、金額參拾圓以下の手形は無記名式となすことができない。

引受 爲替手形の振出人又は受取人が、満期日前に、名宛人に之を呈示して、支拂を承諾するや否やを豫め確かむることが必要である。名宛人は、支拂を承諾せば、手形にその旨を記載して署名するので、之を**引受**と稱する。手形の關係者が、同一地に居るときは、振出人が支拂人の引受を得たる上、手形を受取人に渡すのが普通であるけれども、土地を異にせる場合、その他取引の關係等により、受取人は引受なき手形を受取りて、自ら支拂人に引受を求むることも少なくない。名宛人は、引受をなすことによりて、法律上支拂の義務を生ずるのである。

満期日 爲替手形の満期日の定め方は、約束手形の場合

支拂満期日

| | | | | |
|------|------|---------|-----------|------------|
| 支拂人 | 受取人 | 金額 | 支拂地 | 番 號 |
| | | | 東京市 | 參 九 |
| 大林喜八 | 葉山繁治 | 金八百五拾圓也 | 支拂日期 | 振出日 |
| | | | 昭和四年拾貳月五日 | 昭和四年拾壹月拾六日 |

(上巻五二一五三)

大 林 喜 八

第 参 九 號

参 入 紙 收 印
錢 入 紙 印

爲 替 手 形

一 金 八 百 五 拾 圓 也
¥ 850.00

右金額葉山繁治殿又ハ同人指圖人へ
此手形引換ニ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年拾貳月五日

昭和四年拾壹月拾六日

東京市小石川區同心町二十五番地

古 田 一 郎 印

東京市神田區南神保町
十番地

大 林 喜 八 殿

昭和四年拾壹月拾八日

支拂場所 東京市神田區南神保町
十番地

大 林 喜 八 印



| | |
|-----|------------|
| 番 號 | 参 九 |
| 支拂地 | 東京市 |
| 振出日 | 昭和四年拾壹月拾六日 |
| 支拂日 | 昭和四年拾貳月五日 |

| | |
|----|---------------|
| 金額 | 金 八 百 五 拾 圓 也 |
|----|---------------|

| | |
|-----|---------|
| 受取人 | 葉 山 繁 治 |
|-----|---------|

參入紙 收入印

爲替手形

一金八百五拾圓也

¥ 85000

右金額葉山繁治殿又八同人指圖人へ
此手形引換ニ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 昭和四年拾貳月五日

昭和四年拾壹月拾六日

東京市小石川區同心町二十五番地

古田一郎

東京市神田區南神保町
十番地

大林喜八殿

昭和四年拾壹月拾八日

支拂場所

東京市神田區南神保町
十番地

大林喜八



| | | | | |
|------|------|---------|-----------|------------|
| 支拂人 | 受取人 | 金額 | 支拂地 | 番號 |
| | | | 東京市 | 參九 |
| 大林喜八 | 葉山繁治 | 金八百五拾圓也 | 日期支拂 | 日出振 |
| | | | 昭和四年拾貳月五日 | 昭和四年拾壹月拾六日 |

表面之金額壽々木重兵衛殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年拾壹月貳拾日 葉山繁治 印

表面之金額株式會社第五銀行殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和四年拾壹月貳拾五日 壽々木重兵衛 印

表面之金額 殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和 年 月 日

表面之金額 殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和 年 月 日

表面之金額 殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

株式會社第五銀行 印

昭和四年拾貳月五日

同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和 年 月 日

表面之金額

殿又ハ

同人指圖人へ御仕拂可被成候也

昭和 年 月 日

表面之金額正ニ受取候也

株式會社第五銀行 ㊤

昭和四年拾貳月五日

に述べたる、定期日拂日附後定期拂の外、一覽拂・一覽後定期拂等がある。

一覽拂 要求拂又は參着拂ともいふので、受取人の請求次第支拂はるゝのである。

一覽後定期拂 引受の日より一定期間を経て、支拂はるゝもので、一覽後何ヶ月、又は一覽後何日と記載する。

裏書讓渡

爲替手形も、約束手形と同じく、裏書によりて他人に讓渡

すことができるが、無記名式のものには裏書の必要がない。

手形の償還請求

償還請求 手形の所持人が、満期日に支拂人に請求して

支拂を拒絶されたときは、公證人又は執達吏に依頼して、支拂拒絶證書を作り、之を手形に添へて、裏書人あるときは裏書人へ、裏書人なきときは振出人へ、手形金およびその利息費用等の辨償を請求することができるので、之を償還請求

と稱する。償還請求に應じて支拂ひたる裏書人は、更にその前の裏書人又は振出人へ、順次にさかのぼりて償還請求をなすことができる。償還請求は、約束手形の場合にも同じ手續である。

爲替手形および約束手形の所持人は、満期日又はその後二日以内に、支拂を請求せねば、償還請求権を失ふもので、償還請求も、支拂拒絶を受けたる日より、二日以内に手續せざれば、その権利を失ふのであるから、注意せねばならぬ。

第二十四課 小切手

小切手の振出

小切手は、銀行に當座預金をなせる者が、その預金中より名差人又はその小切手持参人への支拂を、銀行宛に委託する證券で、振出の形式も、他人へ譲渡のできることも、大體爲

小切手の用ひ方

替手形と同じであるが、只名宛人は常に銀行であるのと、皆一覽拂で、振出の日より十日以内に請求せねばならぬのと償還請求に拒絶證書を要せざる等の點において異なる。

小切手を受取りたる者は、直ちに名宛銀行より引換に現金を受取るか、又はその儘自己の取引銀行に預入ることができる。預りたる銀行は、名宛銀行より取立て、預け人の預金に繰込みおくので、支拂ひたる銀行は、振出人の預金中よりそれだけ差引くのである。斯くして商人は、他より受取りたる金銭および小切手は、之を銀行へ當座預金となし、支拂を要するときは、小切手を振出して受取人に渡すことができるから、金銭受拂の手數勞費が大いに省かれる。

小切手は、右の如く便利で、かつ持参人拂であるから、紛失盗難等の場合には、不正の所持人に支拂はるゝ危険がある。

横線小切手

之を防ぐため、小切手に二條の平行線を引き、その平行線内に、銀行と記入して振出すことが多い。之を横線小切手と稱する。

特別横線小切手

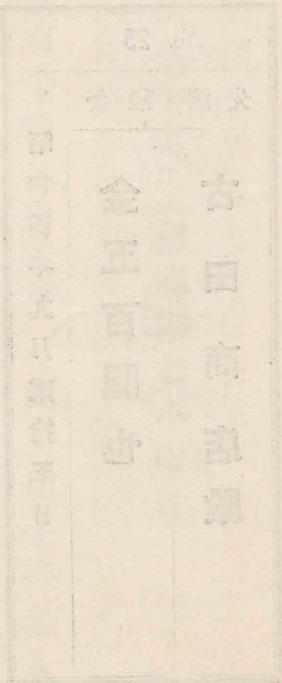
横線小切手は、銀行より請求せざれば支拂を受くることのできないから、之を所持するものは、必ず取引銀行に預入れて取立としてめねばならぬ。従つて不正受取人は、自ら支拂を受くることのできないのみならず、もし銀行に取立を依頼せば、直ちに發覺するのである。又平行線内に、特定の銀行名を記入せるを特別横線小切手と稱する。この小切手は、平行線内に記入せる銀行より請求せざれば、支拂を受くることのできないから、一層安全である。

支拂保證小切手

支拂保證小切手 小切手の振出人が、その小切手の信用を確實ならしむるため、名宛銀行に支拂保證をなさしむる

(上巻五六―五七)

小切手



特別横線小切手

支拂保証小切手

依頼せば、直ちに發覺するのである。又平行線内に、特定の銀行名を記入せるを特別横線小切手と稱する。この小切手は、平行線内に記入せる銀行より請求せざれば、支拂を受くることができないから、一層安全である。
支拂保証小切手 小切手の振出人が、その小切手の信用を確實ならしむるため、名宛銀行に支拂保証をなさしむる

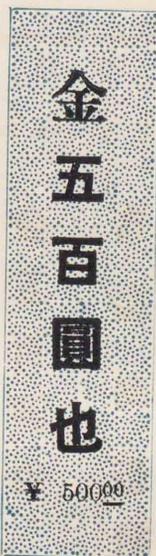
(上巻五六―五七)

小切手

渡先

古田商店殿

No. 25



右金額名指人又ハ此小切手持參人
へ御拂渡可被成候也

昭和四年九月貳拾五日

大庭定吉 印

東京市
株式會社 第一銀行
御中



| | | |
|--------|-------|------------|
| No. 25 | | 昭和四年九月貳拾五日 |
| 先渡 | 額金 | |
| 古田商店殿 | 金五百圓也 | |

特別横線小切手
支拂保證小切手

No. 115 銀行

小切手

(上巻五六一五七)

渡先
永田商店殿

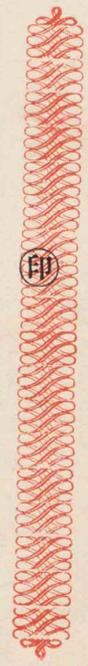
一金千四百圓也
¥1,400.00

右金額此切手持參人へ御拂
渡可被成候也

昭和四年九月貳拾五日

井上次郎 印

東京市
株式會社
安田銀行



| | |
|------------|------|
| No. 115 | |
| 金額 | 先渡 |
| 一金千四百圓也 | 永田商店 |
| 昭和四年九月貳拾五日 | |
| 殘金 | |

定切の
小切を
受ける
信用

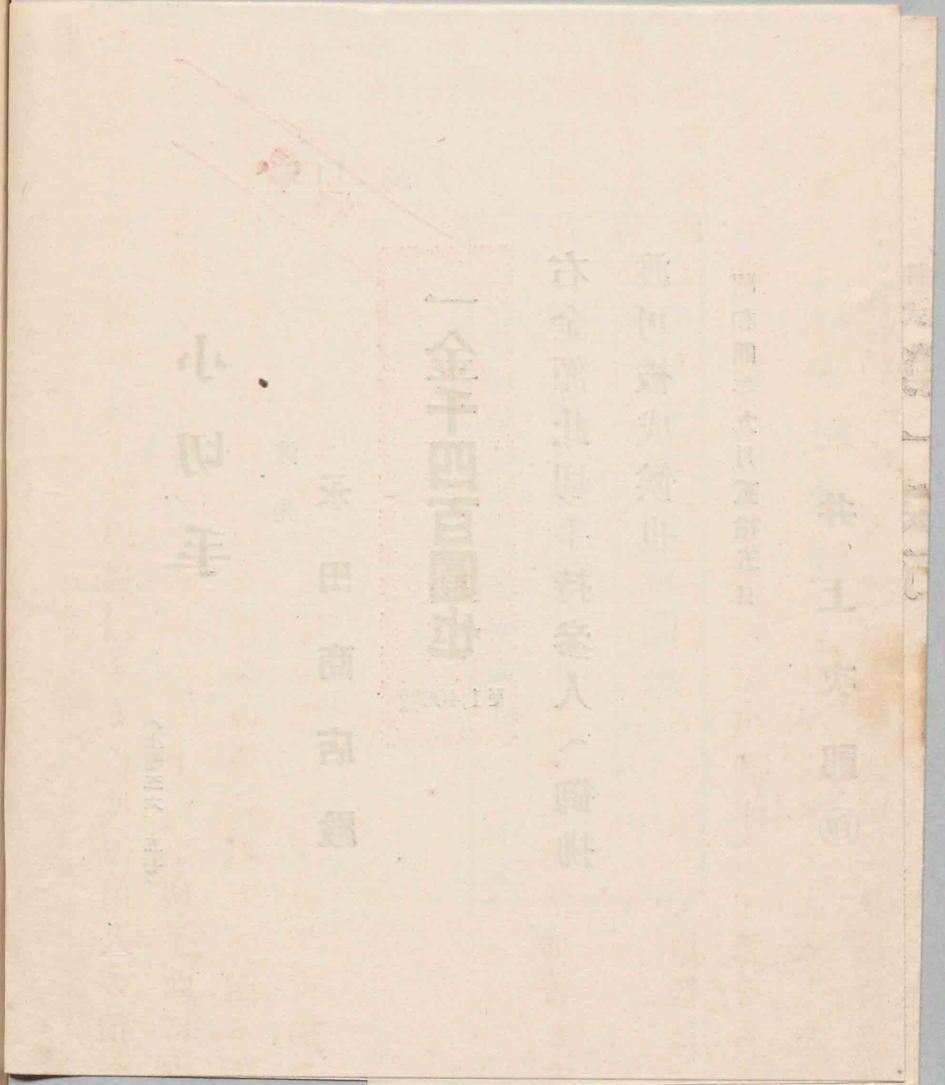
ことがある。銀行にて支拂保證するには、振出人の預金を調べ、その支拂に差支なきを確めたる上に、小切手面に支拂保證印を押すので、官廳への支拂、又は他の地方へ送る小切手、又は特に受取人の請求ある場合等になすので、支拂を拒まれる恐がない。

第二十五課 郵便爲替

郵便爲替は、送金方法の一種で、小爲替と通常爲替と電信爲替の三種ある。

通常爲替

通常爲替は、一口の送金參百圓までを限りて取扱はるゝので、その手續は、郵便局より爲替振出請求書用紙をもらひ受け、金額・受取人および差出人の住所氏名を記入し、之に送金額および爲替料を添へて差出し、郵便局より爲替證書お



は之に記名調
印し、指定郵便
局にて引換に
現金を受取る

| | | |
|-------------|------------|----|
| イ 號 甲 | 名局拂 所渡 | 宿名 |
| | 縣 | |
| | 指取特 定扱殊 | |

書證替爲常通

記號
番號

りい〇〇八參番

印附日渡拂

一金五拾圓

右金額成規ノ手續ヲ履行シ拂渡相成度候也

東京郵便局長 (印)

名局拂
所渡

神戸

振出日附印

印調名記人取受

口號甲

三年保存

書證領受金替爲常通

印附日出振

記號
番號

りい〇〇八參番

一金五拾圓

右爲替金額領收ノ證トシテ本證書交付候也

口號甲

(上卷五八—五九)

請求書
一 受取人爲替金の拂渡を請求せむとするときは本證書面相當欄に記名調印し之を拂渡局所に差出し其の局所の尋問に應じ差出人及び自己の宿所氏名等を明かに答へ爲替金を受取るへし又差出人爲替金の拂戻を請求せむとするときは前同様記名調印し受領證書と共に證書を振出局所に差出すべし
一 代人の氏名を記入し本人記名調印するか又は委任状を差出すべし其の委任状には朝鮮、臺灣、琉球國、小笠原島、伊豆諸島、臺灣、樺太、朝鮮、鬱陵島に設置したる郵便局所と取組みたるものは九日以内、其の他の各局所に取組みたるものは六十日以内を受取るべし若し其の期限を過るときは爲替金の拂戻を請求すべし但し祭日、祝日及び一月一日は其の取組を爲すものとす
一 郵便爲替の業務は毎日左の時間内は爲替金の拂戻を請求すべし但し祭日、祝日及び一月一日は其の取組を爲すものとす
一 於ては別に定むる時間内は爲替金の拂戻を請求すべし但し祭日、祝日及び一月一日は其の取組を爲すものとす
一 前各項の外郵便爲替に關する取扱等に付ては郵便局所に就き承合す

本證書金額ノ受取方ヲ

ニ委任致候也

のである。

小爲替

小爲替は、貳拾圓までの送金を取扱ふので、その取組手續は、現金に爲替料を添へ、口頭にて郵便局に申出で、小爲替證書と受領證を受取り、小爲替證書を受取人に送り、受取人は之に記名調印して、隨意の郵便局にて引換に現金を受取るのである。但し取組人は、特に受取局名を爲替證書に記入したるときは、その局にて受取らねばならぬ。

電信爲替

電信爲替は、至急送金をなす方法で、一口の金高五百圓までを限りて取扱はれるのである。その手續は、電信爲替振出請求書に、現金および爲替料を添へて差出し、郵便局にては、電報にて先方の拂渡局に案内し、拂渡局は、之によりて電信爲替證書を作りて受取人に配達する。受取人は、之に記名調印して、引換に現金を受取るのである。

電信爲替振出請求書

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|--------|------------------|-------------|------|--------|--------|------------------|-------------|------------------|-------------|-------------------|---------------------|-------------|
| 電信爲替 | 普通爲替 | 小爲替 | 種 類 | 爲 替 金 額 | 爲 替 料 | 爲替局報 | 發 局 | 第 號 | 受 付 時 分 | 著 局 字 | 送 信 時 分 | 送 信 者 | 振 附 日 印 | 爲替金額 ※ 金貳百五拾圓 | イ 號 乙 |
| | | | | | | | | | | | | | 此ノ欄ニハ爲替取 扱者ニ於テ | 指 定 | 所 名 |

郵便普通貯
金

| 種 類 | 爲 替 金 額 | 爲 替 料 |
|--------|-------------------|-------------------------|
| 電信爲替 | 五十圓以上は五十圓以内を加ふる毎に | 二七五 十 十 錢 増 |
| 通常爲替 | 五十圓以上は五十圓以内を加ふる毎に | 十二十 十 五 錢 増 |
| 小爲替 | 十圓以上は五圓以内を加ふる毎に | 三七五 三 錢 増 |

第二十六課 郵便貯金および振替貯金

普通貯金は、十錢以上の金銭を預り、その總額貳千圓迄を限る。利息は、年一回の計算で、四分二厘である。預入手續は、最初貯金預入申込書に、現金を添へて郵便局に差出し、通帳を受取り、以後は、預入のたび、之に現金を添へて差出し、預

据置貯金

月掛貯金

註、この貯金は市の郵便局では取扱はな

振替貯金

振替貯金の手續

拂出手續

入の記入を受けるのである。

据置貯金は、三年乃至十年の期限を定め、中途引出さぬ約束にて一定金額を預くるので、利率は四分四厘四毛である。

月掛貯金は、二年、三年、五年、十年の期間を定め、その間引出さぬ約束にて、毎月二圓、三圓、五圓、七圓又は十圓の定額を、集金人の手で預くるので、利息は据置と同じである。

振替貯金は、貯金を利用して金銭受拂の便利をはかる方法で、利息安けれども、爲替の手續を省くから、金銭の受拂頻繁なる者は、之に加入せば、その便益少くない。

振替貯金の手續は、振替貯金加入請求書に、基本預金拾圓を添へて、郵便局に差出し、追て貯金口座所管廳より、振替口座番號の通知を受けたる上、印鑑を差出しおくのである。振替貯金加入者が、他の振替貯金加入者に支拂をなすと

| | | | |
|--------------|-------|--------|-------|
| 知 票 | | 受 領 票 | |
| 拂込人住所氏名 | 加入者氏名 | 拂込人氏名 | 加入者氏名 |
| ※ | | 一金 | |
| 横濱市伊勢佐木町五〇番地 | | 殿 | |
| 井上龜次 | | 受付局日附印 | |
| 口座所管廳日附印 | | | |
| 省 | | | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

振第七號

座番號の通知を受けたる上、印を取出し、
振替貯金加入者が、他の振替貯金加入者に支拂をなすと

| 監 査 票 | | | |
|------------------------------|-----|-----------|----------|
| 名 人 拂 | 加入者 | 番口 | 號局 |
| 氏 名 | 名 | 座 號 | 印 番 |
| ※ | | | |
| 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | | 東京參貳八壹番 | 番受 號付 |
| ※ | | | |
| 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | 東京參百八拾五圓也 | 印附日局付受 |
| 印附日廳管所座口 | | | |
| 省 信 遞 | | | |

(上卷六二一六三)
一ヶ年保管

| 拂 込 票 | | | |
|------------------------------|-----|-----------|----------|
| 名 所 人 拂 | 加入者 | 番口 | 號局 |
| 氏 住 込 | 名 | 座 號 | 印 番 |
| ※ | | | |
| 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | | 東京參貳八壹番 | 番受 號付 |
| ※ | | | |
| 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | 東京參百八拾五圓也 | 印附日局付受 |
| 印附日廳管所座口 | | | |
| 省 信 遞 | | | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

| 拂 込 通 知 票 | | | |
|------------------------------|-----|-----------|----------|
| 名 所 人 拂 | 加入者 | 番口 | 號局 |
| 氏 住 込 | 名 | 座 號 | 印 番 |
| ※ | | | |
| 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | | 東京參貳八壹番 | 番受 號付 |
| ※ | | | |
| 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | 東京參百八拾五圓也 | 印附日局付受 |
| 印附日廳管所座口 | | | |
| 省 信 遞 | | | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

| 受 領 票 | | |
|------------------------------|----|-----|
| 氏 加入者 | 番口 | 號局 |
| 名 | 座 | 印 番 |
| ※ | | |
| 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | | |
| ※ | | |
| 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | |
| 印附日局付受 | | |
| 省 信 遞 | | |

一金

| 受領票 | | | |
|-------------|--------|-----------|----------|
| 名 人 氏 | 拂 込 | 加入者 氏名 | 番口 座號 |
| | | 一金 | |
| 殿 | | 印附日局付受 | |

| 拂込通知票 | | | |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------------|
| 名 所 人 氏 | 拂 込 住 込 | 加入者 氏名 | 番口 座號 |
| ※ 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | ※ 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | ※ 東京參貳八壹番 |
| | | 一金參百八拾五圓也 | |
| | | 印附日局付受 | |
| | | 口座所管廳日附印 | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

省 信 遞

| 拂込票 | | | |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------------|
| 名 所 人 氏 | 拂 込 住 込 | 加入者 氏名 | 番口 座號 |
| ※ 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | ※ 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | ※ 東京參貳八壹番 |
| | | 一金參百八拾五圓也 | |
| | | 印附日局付受 | |
| | | 口座所管廳日附印 | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

省 信 遞

| 監査票 | | | |
|---------------------------|--------|----------------------------|--------------|
| 名 人 氏 | 拂 込 | 加入者 氏名 | 番口 座號 |
| ※ 横濱市伊勢佐木町五〇番地 井上龜次 | | ※ 東京市日本橋區本銀町二丁目 大庭商店 | ※ 東京參貳八壹番 |
| | | 一金參百八拾五圓也 | |
| | | 印附日廳管所座口 | |
| | | 印附日局付受 | |

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるへし

省 信 遞

注意

一受領票の金高其の他に相違あるときは直に其の更訂を求めらるべし
一受領票は振替貯金拂込の證據となるべきものなるにより大切に保管せらるべし

一振替貯金の拂込金には左の割合に依る料金を郵便切手を以て拂込人より徴せらるゝものとす但し「拂込料金加入者負擔」の表示あるものは此の限に在らず

| | | | |
|------|----|------|-----|
| 壹圓迄 | 貳錢 | 五百圓迄 | 拾五錢 |
| 五圓迄 | 四錢 | 千圓迄 | 貳拾錢 |
| 拾圓迄 | 六錢 | | |
| 五拾圓迄 | 八錢 | | |
| 百圓迄 | 拾錢 | | |

壹千圓以上は壹千圓毎に五錢を加ふ

通信文記載欄

四月五日附貴店勘定書第參八
號に對し御支拂申候也

注意

一此の用紙は加入者の請求に依り口座所管廳に於て之を賣渡すものとす但し加入者の口座番號氏名の印刷なきものは拂込人の請求に依り郵便局に於て無料を以て交付すべし

一加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すべき者に豫め此の用紙を配付せらるべし

一振替貯金の拂込を爲さむとするときは此の用紙中拂込票、拂込通知票及監査票相當の部(※印を付しある箇所)に拂込金額及拂込人の住所氏名を記載し受領票の部接續の儘現金(又は郵便爲替證書、振替貯金拂出證書、中央金庫に於て支拂はるべき仕拂命令券)と共に郵便局に差出し受領票を受取らるべし

一拂込票 拂込通知票及監査票に記載すべき金高等は其の字體を明瞭正確に記載し一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるべし若し金額を訂正するときは郵便局に於て受付けざるものとす

一拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを得るものとす

一拂込書用紙は加入者に於て自己の口座に専用する爲本書と同一の寸法及印刷を以て之を私製することを得るものとす但し此の注意文は之を印刷せず他の廣告等を印刷するも妨なきものとす

一受領票の金高其の他に相違あるときは直に其の更訂を求めらるべし
 一受領票は振替貯金拂込の證據となるべきものなるにより大切に保管せらるべし
 一振替貯金の拂込金には左の割合に依る料金を郵便切手を以て拂込人より徴せらるゝものとす但し「拂込料金加入者負擔」の表示あるものは此の限に在らず

| | | | |
|------|----|------|-----|
| 壹圓迄 | 貳錢 | 五百圓迄 | 拾五錢 |
| 五圓迄 | 四錢 | 千圓迄 | 貳拾錢 |
| 拾圓迄 | 六錢 | | |
| 五拾圓迄 | 八錢 | | |
| 百圓迄 | 拾錢 | | |

壹千圓以上は壹千圓毎に五錢を加ふ

欄 載 記 文 信 通

四月五日附貴店勘定書第參八
 號に對し御支拂申候也

注 意

- 一此の用紙は加入者の請求に依り口座所管廳に於て之を賣渡すものとす但し加入者の口座番號氏名の印刷なきものは拂込人の請求に依り郵便局に於て無料を以て交付すべし
- 一加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すべき者に豫め此の用紙を配付せらるべし
- 一振替貯金の拂込を爲さむとするときは此の用紙中拂込票、拂込通知票及監査票相當の部(※印を付しある箇所)に拂込金額及拂込人の住所氏名を記載し受領票の部接續の儘現金(又は郵便爲替證書、振替貯金拂出證書、中央金庫に於て支拂はるべき仕拂命令券)と共に郵便局に差出し受領票を受取らるべし
- 一拂込票 拂込通知票及監査票に記載すべき金高等は其の字體を明瞭正確に記載し一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字を用ひらるべし若し金額を訂正するときは郵便局に於て受けざるものとす

一拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを得るものとす

一拂込書用紙は加入者に於て自己の口座に專用する爲本書と同一の寸法及印刷を以て之を私製することを得るものとす但し此の注意文は之を印刷せず他の廣告等を印刷するも妨なきものとす

用紙番號 〇〇〇一八

| 拂出票 | | |
|----------------------------------|------------------------|------------------------|
| 番口座號 | 加入者住所氏名 | 指出請求人署名 |
| 東京九八八番 | 東京市日本橋區通二丁目一番地 山田久吉 | 東京市日本橋區通二丁目一番地 山田久吉 |
| | 管理所附日印 | 指出請求人印 印 |
| ※ 大金五百圓也 振替 | | |
| 前記金額左記指定ノ通拂出相成度候也 ※ 昭和四年拾月拾五日 | | |
| 指 定 ※ 大阪貳五六參番 古川市郎 | | |
| 信 遞 省 | | |

※印を附しある部は拂出請求人に於て記載せらるべし

| 拂出通知票 | | |
|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 番口座號 | 加入者住所氏名 | 指出請求人署名 |
| 東京九八八番 | 東京市日本橋區通二丁目一番地 山田久吉 | 東京市日本橋區通二丁目一番地 山田久吉 |
| | 管理所附日印 | |
| ※ 大金五百圓也 振替 | | |
| 指 定 ※ 大阪貳五六參番 古川市郎 | | |
| 信 遞 省 | | |

※印を附しある部は拂出請求人に於て記載せらるべし

| 控 | |
|-----------------------------|-------|
| 請求日附 | 用紙番號 |
| 昭和四年拾月拾五日 | 〇〇〇一八 |
| ※ 大金五百圓也 大阪貳五六參番 古川市郎 | |

(第九號)

振第八號 ※印を附しある部は拂出請求人に於て記載せらるべし

通信文記載欄

九月參拾日附

第八五號貴店勘定書に對し御支拂申候也

注意

一此の用紙は加入者の請求に依り其の所屬の口座所管廳より之を交付するものとす加入者に於て自己の貯金を拂出し之を他の加入者の口座に振替へむとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂出金額、請求年月日、振替拂込を受くべき加入者の口座番號及氏名竝に自己の氏名(署名欄に)を記載し調印(印鑑欄に)の上拂込を受くべき加入者へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し所屬の口座所管廳に送付せらるべし但し其の封筒には表面餘白に『通信事務』と附記し別に郵便切手を貼付するには及ばず

一加入者に於て自己の貯金を拂出し自ら其の現金を受領し若は他人に之を拂渡さんとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(※印を附しある箇所)に拂出金額、請求年月日、現金受領者の住所氏名及拂渡郵便局所名竝に自己の氏名(署名欄に)を記載し尙金額記載の下部餘白に『現金拂』の文字を附記し調印(署名欄に)の上受取人へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し前項の例に依り所屬の口座所管廳に送付せらるべし

一此の用紙中控の部には加入者に於て拂出金額請求年月日其他必要事項(何地何某へ何々代金として現金拂渡の爲め又は第何番何某の口座へ振替の爲め拂出等の如き)を記載し自己の手許に保管し置かるべし

一拂出票及拂出通知票に記載すべき金高及請求年月日等は其の字體を明瞭正確に記載し一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ひらるべし

一此の用紙を盗用せらるゝときは貯金を詐取せらるゝ虞あるにつき紛失又は盜難に罹らざる様加入者に於て嚴重に之を保管せらるべし

日 振替拂込を受くべきカフネの口座番号及び口座名並びに自己の印(署名欄)に
記載し調印(印鑑欄)の上拂込を受くべき加入者へ通信を要するものは拂出通
知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より
切り離し所屬の口座所管廳へ送付せらるべし但し其の封筒には表面餘白に『通
信事務』と附記し別に郵便切手を貼付するには及ばず

一 加入者に於て自己の貯金を拂出し自ら其の現金を受領し若は他人に之を拂渡さ
んとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(※印を附し)に『拂出金額』
請求年月日、現金受領者の住所氏名及拂渡郵便局所名並に自己の氏名(署名欄)に
を記載し尙金額記載の下部餘白に『現金拂』の文字を附記し調印(署名欄)の上
受取人へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及
拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し前項の例に依り所屬の口座所管廳
に送付せらるべし

一 此の用紙中控の部には加入者に於て拂出金額請求年月日其他必要事項(何地何
某へ何々代金として現金拂渡の爲め又は第何番何某の口座へ振替の爲め拂出等
の如き)を記載し自己の手許に保管し置かるべし

一 拂出票及拂出通知票に記載すべき金高及請求年月日等は其の字體を明瞭正確に
記載し一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ひらるべし

一 此の用紙を盗用せらるゝときは貯金を詐取せらるゝ虞あるにつき紛失又は盜難
に罹らざる様加入者に於て嚴重に之を保管せらるべし

きは、拂出票に、金額および自己の住所氏名並に口座番號と、
受取人の住所氏名および口座番號とを記入し、通信事務と
表記したる無料郵便にて、口座所管廳へ差出すのである。
口座所管廳は、之によりて支拂者の貯金口座より、その金額
を差引き、受取人の口座へ預入の記入をなし、振替の旨を双
方へ通知するのである。

加入者より不加入者に支拂をなすには、拂出票に、先方の
口座番號の代りに拂渡局名を記入する外、前と同様の記入
をなし、之を口座所管廳へ送り、口座所管廳にては、本人の貯
金口座より拂出金を差引き、拂渡證書を受取人に送達し、受
取人は之に記名調印して、引換に拂渡郵便局より現金を受
取るのである。

不加入者より加入者に支拂ふ場合は、拂込票に受取人の

拂込手續

氏名および口座番號と、拂込人の住所氏名および金額を記入し、現金を添へて最寄郵便局に差出し、その局より口座所管廳へ通知して、受取人の貯金口座へ預入の記入をなし、拂込通知票を受取人に送るのである。

振替貯金の拂込又は拂出料は、不加入者はその都度、取扱郵便局に支拂はねばならぬが、加入者に對しては、口座所管廳にて、一定期毎にまとめて計算し、本人の貯金より差引くのである。

第二十七課 銀行送金爲替

銀行爲替

郵便爲替は、金額に制限があるが、銀行爲替には、その制限がないから、大金の送達は銀行爲替による方が便宜である。銀行爲替に並爲替と電信爲替とある。

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|------|----------------|-----|-----|------|------|----------------|---------|----|
| 料數手 | | 氏名 | 住所 | 受取人 | 取場所 | 爲替受 | 氏名 | 住所 | 依頼人 | 金額 |
| 引拂金 | | 吉岡平吉 | 大阪市東區備後町二丁目三番地 | 大阪市 | 大阪市 | 古田一郎 | 古田一郎 | 東京市小石川區同心町廿五番地 | 金八百五拾圓也 | |

昭和四年八月一日 株式会社第一銀行

送金申込書

金八百五拾圓也

第五四號

印紙

爲替手形

一金八百五拾圓也

¥ 850 00

右金額 吉岡平吉 殿又ハ此手形
持參人へ御拂渡可被成候也

昭和四年

株式会社 第一銀行

八月一日

支配人 高田安造

大阪市

株式会社 第一銀行大阪支店

御中

並爲替

並爲替 並爲替を取
 組むには、送金申込書に
 金額と受取人および差
 出人の住所氏名とを記
 入し、銀行爲替係に差出
 し、送金額および手数料
 を拂込むのである。銀
 行にては、送金先の土地
 における、本支店又は取
 引銀行宛の、一覽拂爲替
 手形又は送金小切手を
 作りて渡すから、之を送
 金案内状に同封し、書留

電信送金依頼書

一金貳千圓也

| 支拂地 | 受取人 | |
|------|--------------|-----|
| | 所住 | 氏名 |
| 神戸市 | 神戸市楠町三丁目十五番地 | 坂本登 |
| 支拂銀行 | 株式会社第一銀行 | |
| 支拂店 | 神戸支店 | |

右金額電信送金御依頼申候ニ付テハ支拂銀行ノ定ムル
 手續ニ從ヒ御支拂相成度候也

依頼人 大庭久二
 昭和四年八月貳拾五日

東京市 株式会社 第一銀行御中

爲13 (8 11)

印紙

電信送金受取證

一金貳千圓也

右者大庭久ニヨリ拙者へ宛テタル電信送金正ニ請取申候
 萬一電信相違有之候節ハ此證引換右金額速ニ返却可致候
 也

昭和四年八月貳拾六日

神戸市楠町三丁目十五番地

受取人 坂本

登印

神戸市楠町五丁目八番地

保證人 八田俊

藏印

株式会社 第一銀行御中

電信爲替

郵便にて受取人に送るのである。受取人は、名宛銀行にて之と引換に現金を受取るか、又は取引銀行にその儘預入れ、て取立てしめ、自己の預金とすることもできる。

電信爲替 電信爲替を取組むには、電信送金依頼紙に、並爲替と同様の記入をなし、送金額と手数料および電報料を添へて差出すので、銀行にては、爲替金受領證を送金者に渡し、送金先の支拂銀行へ向け、受取人へ爲替金を支拂ふべき旨を電報にて通知する。送金者も、同時に受取人へ、名宛銀行より爲替金を受取るべき電報を發し、受取人はこの電信送達紙を、名宛銀行に示して爲替金を請求し、銀行の信用する保證人連署の電信送金受取證と引換に、現金を受取るのである。

第二十八課 商品の保管

商品の保管

小賣商人は、商品の大部分を店頭に陳列して販賣するから、完全なる陳列棚を設けて、汚損、破傷、紛失等を防がねばならぬ。又卸賣商の如く、多量の商品を取扱ふものは、適當なる倉庫、置場等を設け、之に大部分の商品を貯藏せねばならぬ。

倉庫および置場

倉庫および置場は、運搬の便利と店との連絡等を考へて位置を定め、商品の種類に應じて適當なる建設をなし、保管商品は、分類と順序をととのへ、亂雜ならざる様取扱ひて、出納の便利をはからねばならぬ。又戸締と鍵の保管、出納の責任と監督を嚴重にし、且つ出納の都度、一々帳簿に記入して、常に現品と帳簿とつき合はして、商品の有高を明かに

火災保険

せねばならぬ。

火災保険 商品保管中の損傷紛失盗難等は、自己の取締によりて防ぎ得らるべきも、火災の如き不時の災難より起る損害は、自己の力にては防ぎ難いから、火災保険會社に申込み、保険をつけおくべきである。(火災保険のことは下巻において詳しく述べる)

倉庫業 倉庫および置場の設けなき商人は、倉庫會社へ商品の保管を委託するのである。倉庫會社は、完全なる設備によりて、何人の爲めにも貨物を預り、些少の料金にて保管の責任を負ふから、商人にとりて極めて便利である。(倉庫業については下巻において詳しく述べる)

第二十九課 商品の發送

商品の引渡は、約束の時日、その他の條件を誤らぬやう、積出手續をなさねばならぬ。荷物の發送につき、第一になすべきことは荷造である。

荷造

荷造は、商品の種類により、箱詰袋入、罐入、俵入、蕤包み等種類ある。何れも専門家の經驗と研究改良とにより、その包装材料、容器および荷拵法等、略一定してゐるから、之によらねばならぬ。荷造不完全なるときは、運送の途中、中身の損傷、盗難等おこりやすいのみならず、運送者は、運送の引受を拒み、又はその損害につき責任を負はぬことがある。

荷印

荷印 荷物は、他人の荷物と一見して區別ができるやう、商標記號等によりて適當なる荷印を定め、之を荷造表面の見やすき所に、墨切抜印、烙印等にて、磨消せざるやう記さねばならぬ。荷印不明瞭なるときは、往々送達の間違、紛失、延

荷札

着等の故障を來すことがある。荷印には、荷物送達先の地名、荷物の數による番號等を附記する方が宜しい。
荷札 小荷物發送の場合には、送達先の住所氏名を明記したる荷札を作り、之を離脱せざる様附けおく必要がある。

第三十課 小包郵便および鐵道小荷物便

小荷物を迅速に送達するには、小包郵便又は鐵道小荷物便によるのが便利である。

小包郵便 長さ・巾・厚さ共二尺以内、又は巾厚さ五寸以内にして長さ三尺以内の荷物にて、重量は一貫六百匁までのものは、小包郵便として郵便局に送達を依頼することができる。

小包郵便に普通小包と書留小包とある。書留小包は、差

小包郵便
普通小包
書留小包

出の際は、郵便局より差出人へ領收書を與へ、配達の際は、受取人より領收書を受取りて荷物を引渡すから、間違がおこらない。普通小包は、領收書を差出さずして荷物を受渡すから、書留小包よりは不安心であるが、料金が安い。

小包郵便料金表

| 同一郵便區市内、日方壹貫六百匁迄普通金六錢書留金拾貳錢ナリ | | |
|-------------------------------|-------|-----|
| 區域 | 目方 | |
| 同一郵便區外 | 二百匁 | 壹貳錢 |
| | 四百匁 | 壹八錢 |
| 内地臺灣樺太相互間 | 六百匁 | 貳四錢 |
| | 八百匁 | 參〇錢 |
| 普通 | 壹貫 | 參六錢 |
| | 壹貫貳百匁 | 四貳錢 |
| 書留 | 壹貫四 | 四八錢 |
| | 壹貫六 | 五四錢 |
| 普通 | 參〇錢 | 四〇錢 |
| | 四〇錢 | 四八錢 |
| 書留 | 五〇錢 | 五四錢 |
| | 六〇錢 | 六〇錢 |
| 普通 | 七〇錢 | 六六錢 |
| | 八〇錢 | 七二錢 |
| 書留 | 九〇錢 | 七八錢 |
| | 壹〇〇 | 八四錢 |

制限 容積 長、厚、幅 各二尺
幅及厚五寸以内ノモノハ長三尺ヲ限リ差出スコトヲ得
重量 一貫六百匁

鐵道小荷物便

鐵道小荷物便 手荷物車にて運ばるゝ程度の小荷物を取扱ふので、旅客列車にて運送せらるゝから、送達が速いのみならず、停車場よりの距離によりては、配達を受くることもできる。

發送案内

小荷物を發送するには、鐵道省の定むる標準によりて荷造をなし、之に荷送人荷受人の住所氏名又は商號、品名および發着驛名を記したる荷札をつけて、鐵道停車場の小荷物係に差出し、運賃を支拂ひ、運賃先拂とすることもできる。小荷物切符を受取るのである。荷受人は着驛より荷物到着の通知ありたる時、驛にて受領印を捺して荷物を引取るのであるが、配達扱ならば着驛よりの配達をまつのである。凡て荷物を發送したるときは、直ちにその旨を荷受人に通知することを忘れてはならぬ。

第三十一課 大荷物鐵道便および汽船便

鐵道貨物便

運送狀

貨物通知書

貨物引換證

鐵道便 大荷物は、貨物列車にて運送せらるゝので、その託送の手續は、荷物に貨物運送狀を添へ、停車場貨物係に差出すのである。貨物運送狀には、貨物の種類、荷印、數量、價格、荷送人および荷受人の住所氏名又は商號等を記すので、貨物係は現物を之と引合はして受取り、運賃支拂の上は、貨物通知書又は貨物引換證を渡すのである。運賃先拂のときは、その旨をこれ等の書面に記入する。荷送人は、之を荷受人に郵送しおき、送り先の停車場より荷物到着の通知をまち、之と引換に荷物を受取らしむるのである。
貨物引換證は、裏書によりて他人に讓渡することができ、る點において、貨物通知書と異なるので、運送中の貨物を賣

本書記載ノ貨物ヲ鐵道諸規則ニ依リ運送委託ス

省 道 鐵 貨物運送狀

昭和 5 年 6 月 5 日 久留米 驛ニ於テ在成車込
昭和 年 月 日引受

貨物引換證券
及ノ船荷証券
貨物通知書第 號

第 號

注意 ※印ナル處所ノ荷役人ニ於テ必ズ記入スルコト
○印ナル處所ノ荷役人ニ於テ之ヲ記入スルコト。諸縣及他ノ地ニ於テ之ヲ運送スル場合
及運送條約場合則及他種場合ニテ之ヲ在任所發着下界ル下キ。運賃料金支拂方法ハ現掛以
外ノ場合貨物引換證券ノ有無貨物引換證券ノ有無貨物引換證券ノ有無貨物引換證券ノ有無貨物引換證券ノ有無
表示爲各場合個類別價額ヲ表示スル場合。引換代金ノ其ノ取替ヲ請求スル場合。運賃料金支拂方法ハ現掛以
圓銀引換ノ場合貨物引換證券ニ依リ貨物引換證券ニ依リ貨物引換證券ニ依リ貨物引換證券ニ依リ貨物引換證券ニ依リ
又船荷証券ヲ請求サルモノヲ除キ記入。軍艦ハ二軍以上ノ場合。特別條件又ハ記帳ハ特別ノ
トキ、其他要項場合

| | | | |
|-------|---------|---------|--------------------|
| 發 驛 | 久留米 | 著 驛 | 沙留 |
| 由 名 | 久留米市鹽町5 | 驛 名 | 東京市日本橋區 本町二丁目10 |
| 經 緯 | 山田商店 | 住 所 | 古田 一 郎 |
| 所 名 | | 業 務 所 | |
| 姓 名 | | 住 居 先 | |
| 氏 名 | | 氏 名 又 別 | |
| 荷 送 人 | | 受 人 | |

| | | |
|--------------|---------------------|-------|
| 運賃料金 支拂方法 | 換種別 貨物引換證券 有無 | 價 額 |
| ○ 小 口 扱 | ○ 金 圓 | ○ 金 圓 |

引換代金

金 圓 銀

收入 月 日

支拂 月 日

| 貨 車 | 品名及荷造 | 記 號 | 箇 數 | 實重量(kg) | 車 數 | 運賃計 算總數 | 貨 率 | 運 賃 | 代金引換 手数料 |
|------|-------|-----|-----|---------|-----|------------|-----|-----|-------------|
| | 木箱函詰 | | 2 | | | | | | |
| 所有社名 | 記帳番號 | | | | | | | | |

○特又ノ約條件

記 事

記序 事號
イロハニ

鐵道省
貨物引換證

運送狀引受月日及引受番號 昭和 5 年 6 月 5 日第 1256 號 小荷物切符又ハ貨物通知書番號第 89 號

| 發 驛 | 久留米 | 著驛 | 汐留 東海道線 | 運賃、料金支拂方法 | 現 拂 | 扱 種 別 | 小口扱 | 要 價 額 | |
|-------------|------------------|-----|-----------------------------|-----------|-------------|-------|------------|-------|-----|
| 荷送人 | 久留米市鹽町 5 山田商店 | 荷受人 | 東京市日本橋區本銀町二丁目 16 古 田 一 郎 | 價 額 | | 1,060 | | | |
| 貨車 記號 番號 | 品 名 | 荷造 | 記號 | 箇數 | 實重量 (kg) | 容積 | 運賃計 算應數 | 貨率 | 運 賃 |
| キ 75 | 木 綿 函詰 | 玉 | | 2 | 120 | | | 普通 | 362 |

特 約 條 件

記 事

上記荷物到着地ニ於テ 殿又ハ持參人ニ本證ト引換ニ引渡可致候
 荷物ノ受取、引渡、保管及運送ニ關シテハ法令、告示其ノ他ノ規定ニ依ル、託送荷物ニシテ
 其ノ品名、數量等運送狀ニ記載ノモノト現品ト相違アル場合ハ之ガ爲ニ生ズル損害ニ付鐵道
 其ノ責ニ任ゼズ、尙之ニ對シテ鐵道所定ノ運賃ヲ追徴スルコトアルベシ

昭和 5 年 6 月 5 日 九州線 久留米 驛所ニ於テ作成ス

發行者 久留米 驛長 伊田次郎 職印

月 日 第 列車到着 月 日 午後 時 分引渡
 日 午前 時 分到著通知(書面)(電話) 月 日 收入

二十四種

十八種

記 事

引換代金 収入 月 日 支拂 月 日

代金引換 手数料

運賃計 算應數 貨率 運賃

貨物引換額 金額

要價額 金額

貨車 記號 番號 品名及荷造 記號 箇數 實重量(kg) 車 散

所有社名 記號 番號 品名及荷造 記號 箇數 實重量(kg) 車 散

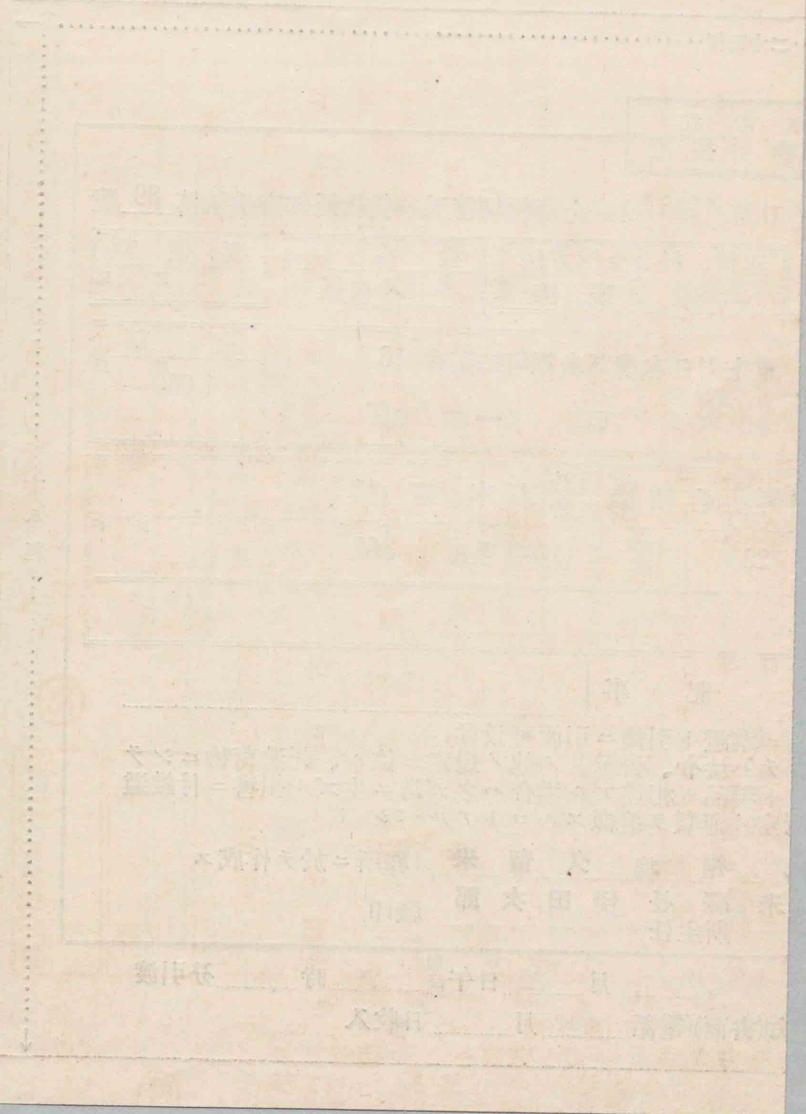
○特文ハ 約條 條件 事

寄 送 人 氏 名 又 ハ 番 號 所 在 所 久留米市鹽町5 山田商店

荷 受 人 氏 名 又 ハ 番 號 所 在 所 東京市日本橋區本銀町二丁目16 古田一郎

運送狀引受月日及引受番號 昭和 5 年 6 月 5 日第 1256 號 小荷物切符又ハ貨物通知書番號第 89 號

鐵道省 貨物引換證



鐵道省貨物通知書 (引換用)

昭和 5 年 6 月 5 日發行 () 運送狀番號 1350

甲 (貨主) 配

運賃料金支拂方法

投 種 別

著 驛 汐 留 東海道線

發 驛 久 留 米 九州、山陽、東海道

經 山 久 留 米 市 鹽 町 5 店 殿
線 名 久 山

荷 受 人 (住所) 東京市日本橋區本銀町
先 (品名) 二丁目16
又 (姓名) 田 一 郎 殿
商 (商號) 二古 田

貨 車 品名、荷造及記號 筒 敷 實重量 車數 運賃計數 貨率 運賃
所有社名 記號番號 車 75 米精、函詰、玉 2 120 起 普通 3 62

記 事
月 月 日 第 列車到着 配達人 = 引渡 (書面) 電話通知 (電話) 分 到 著 通 知 分 荷 受 人 = 引 換

- 3 (東) 意注
- 貨物ハ集貨配達ノモノヲ除キ本書ト引換ニ御渡致スベキニ付本書ハ直ニ荷受人ニ御送付ノコトヲ現拂ハ「1」、後拂ハ「2」、豫納ハ「3」ト記入ス
 - 運賃料金支拂方法欄ニ「1」、後拂別欄ニ「小口投」ト記入ス「1」、貸切投別欄ニ「4」ト記入ス
 - 記符號「1」口ハニ

買するときに便利である。従つてこれは、荷送人の請求によりて發行せられる。(鐵道業につきては、更に下卷において述べる)

汽船便 海を隔つる土地に荷物を送るには、汽船便によらねばならぬ。一般に鐵道便より運賃が安い。汽船業者に荷物を託送するには、**出荷申込書**に、荷印品名、數量、價額、荷送人および荷受人の住所氏名を記入して差出し、船積差圖書を受け、之を荷物に添へて、本船に差出して積込の手續をなすのである。**船積差圖書**は、汽船業者が船長に積込を命令する書面で、本船にては、之と荷物を一々引合はして受取り、積込終れば、**積荷受取書**を渡すのである。荷主は之を汽船業者に示し、運賃支拂の上、**荷物受取證**又は**船荷證券**の交付を受け、運賃先拂の場合はその旨をこれ等の書面に記す

| 出 荷 申 込 書 | | 横 濱 揚 八 番 | 才員 秤量 |
|---|-----------|-----------------------|-------|
| 荷印品名 | 個數 | 原價 | 五 噸 |
| 青蝙蝠石油 | 百五拾箱 | 金貳千五百圓也 | |
| 現拂運賃四拾五圓也 | 向拂運賃 | | |
| 右荷物船便ヲ以テ御遞送有之度候也 <small>昭和四年七月十四日</small> 水田由兵衛印 日東汽船會社御中 | | 割 噸金九圓也 合 噸八一、〇〇〇圓 | |
| 出 荷 主 | 受 荷 主 | 荷 懸 金 | |
| 大阪市江戸堀南通五丁目 | 又ハ證持參人 | 五 圓 也 | |
| 古 田 一 郎 | 東 京 | | |
| | 寶 田 運 送 店 | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-------|-----------|--------------------|-----------|--|--------------------|-----------|-------|--------------------|
| 四番 | 船積差圖書 | 昭和四年七月十四日 | 船積差圖書 | 昭和四年七月十四日 | 四番 | 積荷受取書 | 昭和四年七月十四日 | 積荷受取書 | 昭和四年七月十四日 |
| 場地名 | 濱 | 出荷主 | 水田由兵衛 | 荷受主 | 古田一郎 | 場地名 | 濱 | 出荷主 | 水田由兵衛 |
| 荷印品名 | 個 | 員 | 摘 | 荷印品名 | 個 | 員 | 摘 | 荷印品名 | 個 |
| 玉 ^{1/150} | 青蝙蝠石油 | 百五拾箱 | 玉 ^{1/150} | 青蝙蝠石油 | 百五拾箱 | 玉 ^{1/150} | 青蝙蝠石油 | 百五拾箱 | 玉 ^{1/150} |
| 右物品御改メ御積入之上左方ノ片紙御差戻シ有之度候也 | | | | | 右物品御差圖書ニ照シ正ニ受取積入候也 | | | | |
| 第二次 日本丸御中 日東汽船株式會社 貨物係 田澤吾作 ^印 | | | | | 第二次 日本丸御中 日東汽船株式會社 貨物係 田澤吾作 ^印 | | | | |

日東汽船株式會社 第二次日本丸 御中 船長永田英次^印

印

日東汽船株式會社荷物受取證

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|---|-------|------|----|----------------|-------|----|---|-----|-------|----|---------|-----|--------|-------|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 紙 | 記 | 號 | 荷 | 造 | 種 | 類 | 個 | 數 | 輸 | 出 | 地 | 荷 | 送 | 人 | 重 | 量 | 又 | は | 容 | 積 | 運 | 送 | 賃 | の | 割 | 合 |
| | 玉 | I/150 | 箱 | 詰 | 青蝙蝠石油 | 百五拾個 | 五噸 | 噸九圓也 噸八・〇〇〇 | 水田由兵衛 | 大阪 | 大 | 荷送人 | 水田由兵衛 | 價格 | 金貳千五百圓也 | 立替金 | 前拂運送賃金 | 四拾五圓也 | 向拂運送賃金 | | | | | | | |

右荷物運送方御委託ニ付正ニ受取候也就テハ裏面ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ横濱到着ノ上ハ此證書引換ニ横濱當社支店ニ於テ古田一郎殿へ御渡可申上候也
(注意) 此荷物受取證ヲ發行シタル荷物ニ對シテハ船荷證券ハ發行不致候事

昭和四年七月十四日

日東汽船株式會社

支配人 桐山太郎^印
貨物係 田澤吾作^印

之を荷受人へ送り、到達港において、引換に荷物を受取らしむるのである。

船荷證券は、裏書によりて他人に譲渡をなすことを得る點において、荷物受取證と異なるので、荷送人の請求によりて發行せられる。(海運業に關しては、下卷において更に述べらる)

第三十二課 運送取次店

荷物の運送をなすとき、自ら鐵道又は汽船會社に手續すること煩はしき場合は、運送取次店に委託するのが便利である。運送取次店は、又運送問屋ともよばれ、他人のために運送手續を代理して、手数料を得ることを營業とするので、荷主のために、停車場又は波止場までの運搬、および積込一

(上卷八二一八三)

日東汽船株式會社船荷證券

| | | | | | | | |
|--|-------|--------------------------|--------|--------|-------|----|------|
| 記號〔荷印〕 | 二次 | 品名〔種類〕 | 個 | 重量又ハ容積 | 運賃割合 | 價 | 格 |
| | 日本丸 | | | | | | |
| 荷造〔外裝〕 | 箱 | 青蝠油 | 百五拾箱 | 壹萬斤 | 九噸 | 圓也 | 貳千五百 |
| 現拂 | 詰 | 石 | 四拾五圓也 | 立替金 | 二噸 | 圓也 | 圓也 |
| 運賃 | 古田一郎殿 | 荷受人 | 水田由兵衛殿 | 荷送人 | 銀行爲替附 | 要 | 摘 |
| 兩解貨貨主持 | | 外裝ノ儘受渡ニ付中品容量 枘目等本船無關係 | | 銀行爲替附 | | | |
| 右荷物運送ノ爲メ正ニ受取候也就テハ裏面ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ到着港ノ本船所定ノ荷捌所ニ於テ此證書引換ヘニ荷受人又ハ持參人へ御渡可申候也 | | | | | | | |
| 昭和四年七月十四日大阪港ニ於テ | | | | | | | |
| 本證券參通ヲ作成ス其壹通ニ對シ | | | | | | | |
| テ運送品ノ引渡ヲ爲シタルトキハ | | | | | | | |
| 他ノ各通ハ効力ヲ失フヘシ | | | | | | | |
| 船主代理 桐山太郎 印 | | | | | | | |

參錢印

本證券參通ヲ作成ス其壹通ニ對シ
テ運送品ノ引渡ヲ爲シタルトキハ
他ノ各通ハ効力ヲ失フヘシ

船主代理 桐山太郎 印

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム但本船ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引
 第二條 本船ハ左ノ事由ニ因リテ運送貨ヲ返還スルコトナシ
 第三條 地震、海嘯、暴風雨、雪、霧、雷、流氷、水結、水陸、火災、水陸ニ於ケル強盜、竊盜、船客又ハ船員ノ暴動、
 第四條 船員ノ暴動、水先案内者、陸員、其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業
 第五條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第六條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第七條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第八條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第九條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十一條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十二條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十三條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十四條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十五條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十六條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十七條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十八條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第十九條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第二十條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第二十一條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷
 第二十二條 船體、機關又ハ其ノ器具ニ在リテ生ズル損傷

運送取次店
へ依頼手續

切の手續は勿論、同業者間の連絡があつて、途中の積換、先方の
 停車場又は港における積卸、配達等をも取扱ふから、極め
 て便利である。

運送問屋に荷物を依頼したるときは、荷送人は、運送問屋
 より荷物受取證を受取り、荷受人へは積出案内状を差出す
 のみである。運送問屋は、鐵道又は汽船便にて運送手續を
 なし、仕向地の支店出張所又は取引運送問屋をして荷物を
 受取らしめ、送り券を添へて荷受人に配達せしめる。荷受
 人は、送り券に記載せる荷印、個數、數量と現物を引合はし、故
 障なきを確かめて受取るのである。

荷主が運送取次店に支拂ふ賃金は、運送賃と取扱手数料
 と配達料等を合併するのであるから、多くの荷物を常に發
 送する大商店にては、發送係をおきて、自ら運送手續をする

方が利得であるけれども、稀に荷物を發送する商人、その他運送手續に不慣なる者は、運送問屋の手を経る方が却て勞

送り券

| | | | | | |
|----------------------------|--------------|-------------|-------|--------------|-------|
| 印紙 荷印 | 印紙 1/50 | 荷造個數 | 番號 | 品名 | 原價 |
| 參千疋 | アンペラ包 五拾個 | 1-50 | 1-50 | 車糖 | 金壹千圓也 |
| 右貨物鐵道便を以て遞送候條到着の上は御查收被下度候也 | 東京秋葉原停車場前 | 東京市日本橋區小舟町三 | 山田兼市 | 横濱市伊勢佐木町一丁目二 | 古田商店 |
| 東京秋葉原停車場前 | 内國通運株式會社 | 横濱停車場前 | 富士運送店 | 金貳拾圓也 | 貨濟 |

東京秋葉原停車場前
 東京市日本橋區小舟町三
 山田兼市
 横濱市伊勢佐木町一丁目二
 古田商店
 横濱停車場前
 富士運送店

送狀

費を省き、かつ便利である。

第三十三課 送狀

荷物を發送したるときは、商品の詳細および代金の計算等を記したる勘定書を作り、之を積出案内狀と共に、荷受人に送らねばならぬ。之を送狀又は仕切書といふのである。荷受人は、荷物を受取るとき、之と引合はして、間違なきや否やを確かめて受取り、若し商品の種類、品質の相違、數量の不足等あるときは、直ちにその旨を荷送人に通知し、それら事情によつて、積戻、値引、不足請求等の手續をなすべきである。又勘定に間違あるときも、直ちに交渉して訂正せねばならぬ。送狀に記載すべき事項は、商品の種類、品質、數量、荷印、番號、代金等で、若し荷送人が運賃その他の諸掛を立替拂

したときは、之をも記載するのである。従て送状は、自然代金を請求する勘定書ともなる。

送 状

古田一郎殿

鐵 道 便

印 紙
參 錢 印

| | | | | | |
|---------|------|------|-------|-------|-----------|
| 富士印紺カスリ | 4個 | ¥980 | | | |
| 一個50反入 | 200反 | | | | |
| 諸 掛 | | | 4800 | | |
| 荷造費一個=付 | ¥120 | | | | |
| 運 賃 " | ¥312 | | 12480 | | |
| | | | | 17 | 280 |
| | | | | 1,977 | 280 |
| | | | | | 1,960,000 |

右本日鐵道便ヲ以テ遞送致候間御改御受取可被下候也

昭和4年6月5日

久留米市鹽町五番地

山 田 商 會

參 錢 印
印 紙 印

青 蝠 蝠 石 油 一
壹箱ニ付拾六圓七拾錢替
此代金貳千五百圓也

諸 掛
一金四拾五圓也
運賃壹噸ニ付九圓 (五噸分)
一金五圓也
大阪船賃及船積賃
一金八圓七拾五錢也
海上保険料、保險金貳千五百圓、
單獨海損不擔保百圓ニ付參拾五錢
小計金五拾八圓七拾五錢也
合計金貳千五百五拾八圓七拾五錢也
右之通に御座候也

昭和四年七月十四日
大阪市東區江戸堀南通五丁目二番地

水田由兵衛 印
古田一郎殿

本汽船日
丸積日
送 状

第三十四課 仲介業

仲介業
問屋

他人のために、商事の媒介・周旋・取次等をなして、手数料を得る營業を仲介業といふので、左の種類がある。

一、問屋 他人の依頼を受け、自己の名を以て商品の販賣又は買入をなして、手数料を得る營業で、販賣の委託を委託販賣といひ、買入の場合を買附委託といふのである。買入を委託するとき、委託者はその値段を制限するのと、問屋に任かすのとある。値段を制限するのは指値で、問屋に任かすのは成行値段である。

問屋は、委託品の販賣を終れば、賣上金より立替諸掛および手数料を差引計算して、賣上勘定書を作り、之を委託者に報告して手取金を送金するのである。

仲立人

買附委託の場合も、買入代金に手数料・立替諸掛等の詳細を加算して、買附計算書を作り、荷物發送と同時に之を委託者に送り、て、代金の請求をなすのである。

二、仲立人 取引の媒介をなして手数料を得ることを營業とするので、俗に「ブローカー」とよばれる。賣主

| 東京 賣上勘定書 | | | |
|------------|--------------|----------------------|----------|
| 古田商店殿 | | 函館商會 | |
| 昭和4年10月25日 | | | |
| 割 | 青蝙蝠石油 | 100箱 | |
| 1/100 | 50箱 | 17 ^円 替 | 850.00 |
| | 50箱 | 17.50 ^円 替 | 875.00 |
| | 總賣上高 | | 1,725.00 |
| | —諸掛— | | |
| | 東京ヨリ函館マデ運賃立替 | 40.00 | |
| | 陸揚賃及車力賃 | 15.00 | |
| | 倉敷料及火災保険料 | 5.00 | |
| | 手数料 賣上高ノ貳分 | 30.50 | 90.50 |
| | 貴店手取金 | | 1,634.50 |
| | 右之通相違無之候也 | | |

運送取扱人

と買主の間に立ちて、商品賣買の周旋をする商品仲立人。手形賣買の媒介をなす手形仲立人。保険契約の周旋をなす保険仲立人。船舶の賣買又は賃貸借を周旋する船舶仲立人。輸出入業者のために通關手續の取扱をなす税關仲立人等種々ある。

三、運送取扱人 他人

| 買付計算書 | | | |
|-------------------------|-----------------|------|----------|
| 仙臺 | 東北商會殿 | 東京 | 古田商店 |
| 昭和4年11月16日 | | | |
| 下 | 綿フランネル (200反2箱) | | 1,100.00 |
| 1/2 | 1反=付5.5圓替 | | |
| | —諸掛— | | |
| | 箱代及荷造費 | 300 | |
| | 運賃 | 580 | |
| | 買附手數料 | 2200 | 3080 |
| | 買附高の貳分 | | 1,130.80 |
| 上記貨物買附の上本日鐵道便を以て御送附申上候也 | | | |

代理商

の依頼により、自己の名を以て運送の取次をなすことを營業とするもので、前課に述べた運送取扱次店又は運送問屋と稱せらるゝものがこれである。

右の外取引所取引員といふ仲介業者もあるが、これは下巻において説明する。

第三十五課 代理業

一定の商人のために、本人の名によりて商事の代理をなし、その取扱高に應じて、約束の手續料又は歩合を得ることを營業とするもので、本人の承諾がなければ、他の同一營業者の代理をすることができない。代理業も、その代理する商事の種類によりて種々ある。

販賣代理店 一定の生産者又は商店と特約して、その製品又は商品の一

手販賣を引受くるものである。

銀行代理店 銀行がある地方に、支店又は出張所を設くる代りに、その土地における他の銀行に、營業の一部の取扱を依頼することがある。彼の日本銀行代理店、日本勸業銀行代理店などいふのがそれである。

保險代理店 一定の保險會社に代りて、保險契約の代理取扱をなすもので、明治火災保險會社代理店、千代田生命保險會社代理店などいふのがそれである。

運送代理店 一定の運送取次店に代りて、運送手續の代理をなすもので、彼の内國通運會社代理店などいふのがそれである。

第三十六課 特種販賣組織

デパートメントストア

一、**デパートメントストア**(百貨小賣店) 大規模の小賣業者が、店内に多種の商品販賣部を設け、客の來集に便利なる適當の設備をなして、多數の客に、如何なる商品にても簡

チェーンストア

便に調ふることを得せしむる仕組である。品物の信用と、價の高からざるのと、無料配達をなす等は、その特長である。

二、**チェーンストア**(連鎖小賣店) 所々に多數の小賣商店を設け、中央に本部を置きて營業方針を統一し、大量の商品を一手に仕入れて、品質の優良、價の低廉をはかり、之を各商店に適當に分配して販賣せしめ、賣行の狀況により、商品の過不足を互に融通して、その停滞品切を調節する仕組である。

通信販賣

三、**通信販賣** 都會の小賣店が、坐ながらにして地方の客に小賣する方法である。主として廣告によりて、客の購買心を誘ひおこし、注文の通信を受くれば、代金引換便にて商品を送る仕組みで、中間小賣店の口錢費用を省く特長

勸工場

がある。

四、勸工場 交通の便利なる場所における、一の建物の内部を適當に仕切り、多數の種々なる商品小賣店が賃借して店を開き、一定の規約を設けて販賣の方法を取締り、客の出入を自由にして營業する仕組である。デパートメントストアは一商人の經營であるが、勸工場は獨立の多數小賣商店が集合する點に於て異なる。

市場

五、市場 市場は、多く公共團體の經營するもので、適當の場所における建物の内に、信用ある小賣商人をして、食料品その他の日用品を販賣せしめ、商品の品質値段等を取締り、一般消費者のために、安全かつ簡便に買物をなさしむる公設小賣市場と、青物類・魚類等の如く商品を限りて、その生産者および商人が、毎日制規の時間に集合し、自由取

引又は競賣方法等によりて賣買する中央卸賣市場等がある。なほ、同業者の組合によりて經營し、一定の場所において、定期に多數の同業者集り、競賣の方法によりて互に取引する競賣市場もある。

初等商業教科書 上巻終

昭和三年九月七日 印 刷
 昭和四年二月十日 訂正再版印刷
 昭和五年十月十日 再訂三版印刷
 昭和五年十二月廿日 再訂四版印刷

昭和三年九月十日 發 行
 昭和四年二月十五日 訂正再版發行
 昭和五年十月十五日 再訂三版發行
 昭和五年十二月廿五日 再訂四版發行

| | | |
|-----|-------|-------|
| 上卷 | 金三拾一錢 | 金四拾九錢 |
| 下卷 | 金三拾一錢 | 金五拾壹錢 |
| 定 價 | 昭和六年度 | 臨時定價 |

不 許
 初等商業教科書
 複 製

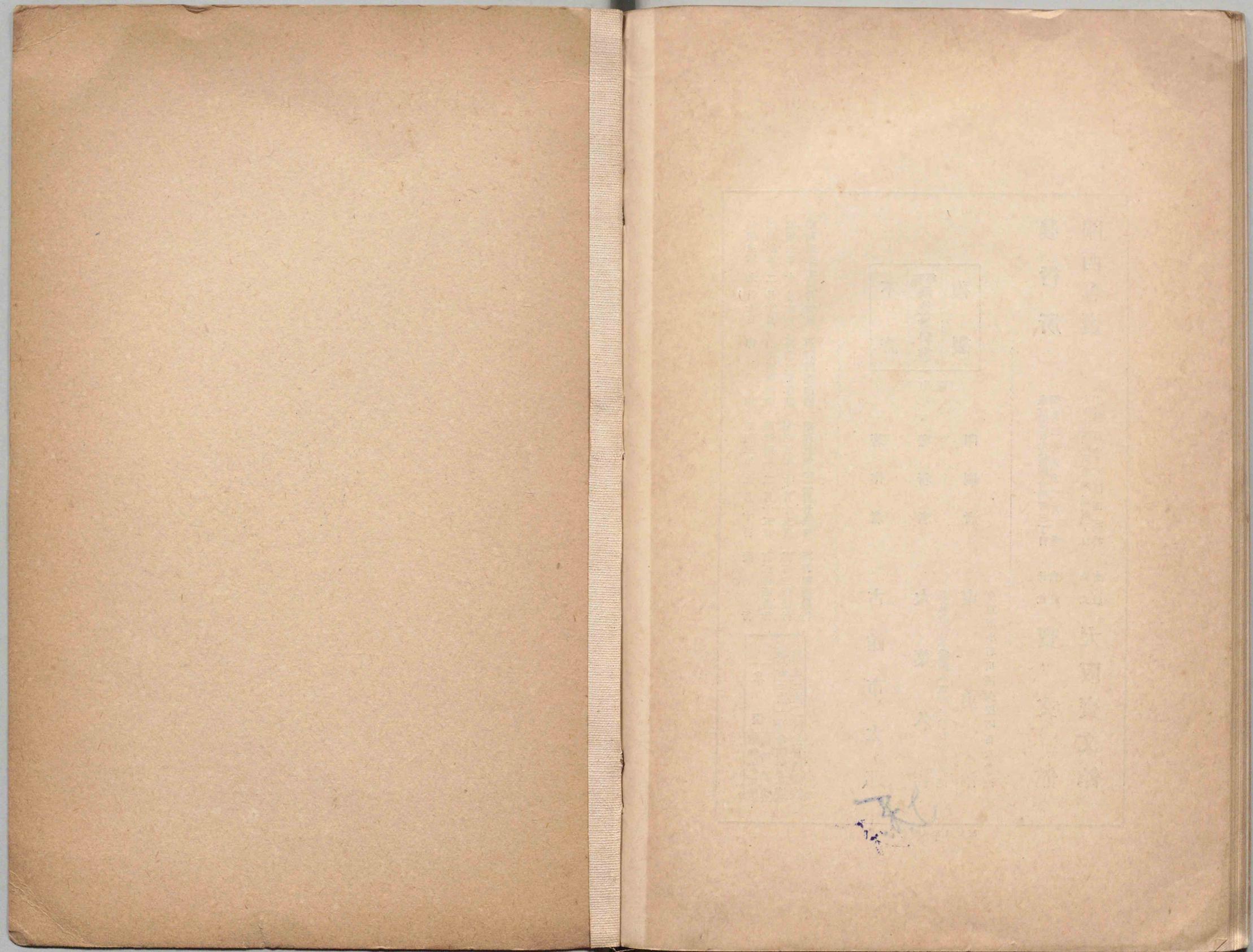
(版訂再)

著 作 者 古 館 市 太 郎
 發 行 者 大 葉 久 吉
 印 刷 者 東 勇 治

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地
 東京市小石川區久堅町百八番地

發 行 所
 關 西 專 賣

東京市日本橋區本銀町三丁目
 振替口座東京二八〇番 株 式 會 社 寶 文 館
 大阪市西區阿波堀通四丁目
 振替口座大阪四三番 株 式 會 社 大 阪 寶 文 館



四
竹
流
...

...

...

...



広島大学図書

2000048174

